

第三節 意 志 (三十分)

取扱上の注意

第四章第一節に於て、意志發動に就て學習してゐるから、それを基礎として本課に入り動機・選擇・決定の意志的行爲の構成及び發達を明かにしておくがよい。

一、意志の意義

狹義に於ける意志は、決意の意識を伴つてゐることを、その特色としてゐる。通例、單に意志といふ時は多くはこれを指すのである。目前の慾望に動かされて爲す行爲は、十分な意志的行爲ではない。十分な意志的行爲は、思慮・選擇等の働きがそれに加はり、複雑な過程を経て、始めて成り立つものである。それで左にこれの經過を詳しく説明しやう。(第四章第一節参照)

- (一) 動機 意志的行爲の原因となるものを動機といふ。凡そ、行爲には必ず目的の觀念があつ

てこの觀念に感情が加はつて動機となるのである。この動機は單一な場合ばかりでなく、二個以上の動機が同時的に表はれて、互に相争ふことがある。

- (二) 思慮 そこで、個々の動機に就て、その場合に於ける價值と、それが果して實現され得るか否かを考慮する。

- (三) 選擇 斯くして各種の動機を比較し、最も適當だと認める動機を選擇する。

- (四) 決定 選擇したものを、愈々實現しやうと決定する。そして、それが直ちに實現されないで、尙多少、この情態の持續される場合を稱して、これを決意と云ふのである。

二、兒童の意志と教育

幼兒にあつては、その行爲は概ね衝動的であるが、知的作用の増進するにつれて、漸次に選擇を生じ、斯くて、簡単な意志作用から、複雑なものへと次第に發達するものであるが、一體に、兒童に於ては、慾望のままに動いて思慮を缺き、又經驗が少いにも拘らず我意は強く、意志は薄弱であつて、持久力に乏しい。けれども、他方には極めて被暗示性に富み、善惡に拘らず模倣し易いものである。それ故に、善良な模範によつて方向を示し、感情を動かして意志の發動を促す

べきである。

第四節 習慣及び品性 (三十分)

取扱上の注意

習慣や品性の意味を教へることが、主要點である。三十分に取扱ふ教材としては平易な方であるから、時間に餘裕を生じた時は、第四章の意志の各節と題目を通觀するだけでも一瞥を與へておくがよい。

一、習慣の意義

同一の行動を屢々繰返す時は、それに熟練して、その行動が殆んど器械的に、容易に行はれるやうになる。これを習慣といふ。例へば、裁縫師が他人と談話しながらも、その手は器械の様に

動かしてゐるが如きはこれである。歩行の如きも一部分は本能的に起る運動であるけれども、一部分は習慣によつて、殆んど無意識的に行はれるものである。元來、脳髓には感官より入り來る刺激によつて、容易に消滅しない通路を造る傾向があり、一旦受けた大脳の神経路は、再び同様の刺激に接した時は、前の通路に由る傾向を生じ易い。これは、恰も道なき草原を、一人の開路者が始めて通過する時は、後より來るものが容易にその路に由り得るの類である。吾々の神経系統にこの性質がある爲に、よく習慣を形成することが出来るのである。

總じて習慣は行動を簡單・敏速・精確ならせて、疲勞と努力とを輕減するものである。習慣に、かやうな特質のあることは、人類が本能以上に心身の活動を向上させ、本能以上に高い文化的事業をなし得る所以である。若しも、吾々の精神作用に習慣がなく、如何なる行動も、毎回新しく注意を要し、警戒を要するものであつたならば、常にその煩に耐えないばかりでなく、吾々の精力は、全く日常の行事に消耗し盡くされて、高い文化を建設することは到底不可能であらう。

二、品性

同一の意志行爲が反復されて、遂に習慣となれば、茲に意志的傾向を生ずるから、その後は同

一の事件に對しては常に確信的に、同一の方向を取るやうになる。これを名付けて品性と云ふのである。善良な意志的行爲が、習慣化の極致に達した人が聖人である。孔子が「七十にして矩を踰えず」と言つたのは、道德行爲が習慣化せられて、衝動行爲と同様な域に達したことを語つてゐるものであらう。

三、兒童の習慣・品性と教育

兒童は非常に習慣のつき易いものである。習慣は、善良なもののみでなく、時としては、悪性格を形成して容易に打破し難いものになるものである。故に、初めから行動の正邪・善惡に注意して、その邪惡なものを避けるやうにしなければならぬ。殊に善良な習慣を涵養して、確固たる品性を培ふことは、教育の重大な任務である。

習慣は第二の天性。……古ギリシヤ起原の格言で、今は各國で用ひられてゐる。

習慣は天性に勝る。……デューク・オブ・ウエリントンの言。

第五章 精神的素質

第一節 精神的素質の概説（一時間）

取扱上の注意

各人の個人差のあることを身體上・精神上の例を擧げて示せばよい。讀方の個人差は教科書を生徒に課して、既授教材を讀ましめて調査すれば直ちに解明する。個性にしても意義の諸説を擧げる如きは望むところでない。個人差・特異性を指す程度のこと判然とすれば、それでよい。

一、精神的素質・精神能力の意義

吾人は遺傳によつて先天的な素質（即ち生れつき）能力を稟けてゐる。併しこれは發育の力であり發育の可能性を有つてゐるもので、未だ完全に發育してゐない所の性質又は傾向である。遺傳

的傾向は環境の刺激により、環境の力によつて始めて徐々に發達し、成熟の域に達するものである。即ち人の精神は先天性即ち遺傳による精神的素質と後天性即ち教育、環境の三者の結合を基として發達するものである。

二、成績の個人差

個人差 吾々人間の行動の形式は凡そ萬人共通であるが、その内容に至つては千差萬別であつて、恰もその顔貌の異なるが如くにその質及び量に於て大なる差異がある。その相違の點を個人差といふのである。この差異こそ吾々の知的生活・感情・意志生活の上に現はれ、或は感覺器官の上にも鋭鈍の別を生じ個人差として表現される。それで算術・讀方の成績に就て見ても随分甚だしい差異が發見される。單に學業成績ばかりでなく、凡ゆる性質・行動に就ても差があるので、例へば或者は同情心に厚く、好奇心強く、色彩の辨別力すぐれ、音の調子の辨別力はやゝ劣り、注意が散漫であるとか、記憶力が強く、意志の力が弱いなど、それぞれ各人に於て各様である。

三、箇人差と精神的素質

全く同一の環境に於て同一に育て上げられながら性質・能力が著しく相異るといふことは、個

人差が精神的素質に基づく所が大きいといふことを説明する。元來、前にも述べた如く、各人の現在の精神及びその能力は遺傳による先天的な素質に後天的な環境・教育の力が合成した結果であるが、この先天的な素質が根本的地盤になつて人間の精神的生活を發達させるものである。遺傳性は環境・教育の力をかりて成熟の域に達するものではあるが、遺傳性は定命的な素質であつて、環境・教育の力は遺傳の定命した制限を越へることは出来ない。唯だ遺傳の許す範圍内に於て種々の育成を遂げるに過ぎない。それ故同一の環境にあり、同一の教育を受くるも、先天的なる精神的素質の如何によつて著しき個人差を生ずるものである。(第一篇第三章遺傳と環境及び第二章教育の効果参照)

四、個性

斯くの如く各個人別の先天的な特殊の稟賦、即ち精神的素質に基づいて生じた所の特性を個性といふ。元來個性は先天性と後天性との結合であるから、個人の特異性を以て個人個人によつて異なる所の純粹の先天性といふことは出来ないが、併し前述の如く後天性を左右して個人差を賦與するものは先天的な精神的素質であるから、個性は直接・間接に先天性によつて規制されてゐる

ものと解される。個人個人の有つてゐる性格なり、人生觀なり、精神能力なりは、先天的な素質によつて大方その形が定まつてくる。

備考

(一) 檜崎淺太郎氏著 個性教育の原理と方法

(二) 大伴茂氏著 教育診斷學

第二節 智能の検査 (一時間三十分)

取扱上の注意

智能の意味、検査と確實性、曆年齢、智能年齢等の意味は明かにしておくこと、例も教科書のもを領會せしむる程度でよい。それ以上に詳説する時間はない。各種の方法は實際に生徒に答へしめて進むがよい。

一、智能の意義

ヴントは精神的素質を知的と情意的とに分ち、前者に記憶・空想・悟性の三作用を認め、情意的

には情緒を氣質といひ、意志の素質を性格といふ。而して一般には氣質・性格に對して知的素質を智能と稱してゐる。

二、一般智能の検査

近時客觀的な精密な測定によつて智能の品等を立てやうとする企が盛に起つてきた。これを智能検査といふ。智能の検査法には一般智能の検査法と各種能力の検査法とがあるのであるがこの測定について正確を信じてゐる人もあるやうであるが、二・三回の検査の結果で定むるならば實に輕卒と言はねばならない。發達しつゝある精神を短時日に決定し難いことは明かに知らしておきたいと思ふ。人間の智能の度を量的に考察した最初の人ともいふべきは英國のガルトン(前出)であるが、彼は主に天才の智能に興味をもつてこれを研究した。その後一般の智的素質を具體的に検査したのが佛國の心理學者ビネー(一八五七年—一九一二年)及び醫師シモン(一八一四年—一八九六年)の二人である。所謂ビネー、シモン法と稱する検査法は一九〇〇年に發表されたものである。この智能検査標準はその後多くの學者によつて改訂せられたが、中にも廣く行はれてゐるのは、米國加州のスタンフォード大學でターマンの訂正したスタンフォード検査法である。

三、各種能力の検査

ビネーの創めた智能検査は知能の各方面から問題を選び、その総合的結果に基づき、智能全體に就て一般的な評價を下すものであるから、個々の智能に就て優劣を定めるには更に分拆的に各種の知力に就て検査せねばならぬ。教科書に各種特殊の智能に用ひらるゝ検査法の大體を示しておいた。併しそれ等の諸方法は兒童の年齢に應じてそれぞれ適用の範圍を異にするものである。

備考

- (一) 上村福幸氏譯 ターマン著 知能の測定
- (二) 田中寛一氏著 教育的測定學
- (三) 大伴 茂氏著 教育診斷學

第三節 情意的素質 (一時間)

一、氣質の意義

情意的素質の中で最も著しいものは氣質である。氣質とは情緒を中心とした素質であつて換言すれば感情の先天的偏向である。氣質の説は古代希臘の醫家ガレヌス(西曆紀元前一三〇年—二一〇年)がヒツポクラテス(同四六〇年—三七〇年)の説を受けてそれを發展させたもので、最初人體内に含まれた液體に四種あつて、その何れかを多く含む爲に多血質・膽汁質・憂鬱質(黒膽汁質)及び粘液質等に分れるものであると主張した。然しかゝる醫學上の假説は、もはや支持し切れなくなつて、心理學者の努力によつて、各氣質の名稱はそれを踏襲してゐても、その内容に至つては著しく心理的のものとなつてきた。ヴントは刺激に對する情緒反應の強弱・遲速を標準としてこれを四種に區別して説明した。教科書に擧げたのがそれである。即ち左表の如くなる。

感情活動	強	弱
速	膽汁質	多血質
遲	神經質	粘液質

但し感情活動の強弱・遲速は氣質の特質の中の一つであつて、この外に尙或特殊の情緒を生ずる傾向を有する。即ち神經質は感情の興奮性は少く、變化することはないが強い。實行的理想家、

時に熱狂家に見える。或は悲哀の情に惹かれて一人くよく／＼してゐる類もある。多血質は興奮が多くて感情は變化し易い。輕躁浮薄で氣分で動く人の類、何時もニコニコしてゐる饒舌家はこの類である。膽汁質は意志が強く興奮し易い。感情の變化が早いから激昂し易い人で、何時もムツとした顔をしてゐる人の類である。粘液質は興奮的刺激を受くるも尙平靜を持續する無頓着・冷淡な性質を有する。感情は強く變化しないものが多い。

二、兒童の氣質と教育

上述の如く四氣質に分つとは云へ、實際には人の氣質は斯く截然と區別されるものではない。人は各氣質を併有するものであつて、たゞその分量の多少によつてかくの如くに大別されるだけである。又氣質は個人によつて異なるのみでなく、年齢により、性別によつて一方に傾き易く、又國民によつても一方に傾き易いものである。兒童に於ては殊に偏向が著しいものであるから、父母や教師はよく兒童の氣質をみて、これを適切に指導することが教師の賢明な方途である。

備考

- (一) 速水滉氏著 現代の心理學

第六章 作業・能率及び疲勞 (二時間)

取扱上の注意

この問題は日常生活の作業・能率・疲勞の心理的解明に資して意義あらしめたいと思ふ。

それで頁の割合からいへば一時間でよいのであるが、二時間として生徒に充分領會せしめたいと思ふ。

一、作業の意義

或る一定の目的を達する爲に心身を働かせることを作業といふ。吾人の日常生活は作業の繼續であり、又兒童の學校生活に於ける讀書・書寫・計算などの課業はすべて作業である。それ故作業の性質を明かにして、いかにすれば能率を増進させ得べきか、いかにせば能率の減殺を避け得べきか、又疲勞はいかにして恢復せられるか等を明かにするのは日常生活に於ても、教育上にも

極めて大切な問題である。

二、能率の意義

能率とは作業の量及び質の經濟的價值量をいふ。仕事の量は時間と分量とから測定され、仕事の質は諸種の價值判斷によつて評價される。質的評價が量的に測定せられる場合に經濟的價值によつて評價されてくる。その價值量の程度によつて能率の大小が規定される。故に能率の増進といへば作業の性質及び分量に於ける價值量の増進、更に簡言すれば作業効果の増すことを意味するのである。而して作業の能率の増進及び減退に影響關係する條件は時日・氣候・天候・食物・藥品音響・照明等の外部的條件と精神作用から起る内部的條件とに區分することが出来る。内部的條件中最も重要なものは練習と疲勞で、次いで重要なのは習熟・興奮及び意志の緊張である。

三、疲勞の意義

作業を繼續すれば作業の量及び質を低下するに至る。斯くの如く作業能率の低下した状態を疲勞といふ。疲勞は勢力消耗の現象で作業に伴ふ必然の出來事である。而して勢力消耗の生理的現象として次の如き生理的變化を生ずる。(一)血液中に乳酸及び磷酸カリの如き疲勞物質(毒素)が

蓄積し、(二)神經原の細胞が縮小する。(三)筋肉を働かすとその結果として筋肉組織の間に老廢物が蓄積する。(四)酸素の缺乏。これ等の變化の爲に作業は遂にその質と量とを低下するに至るのである。

四、練習曲線

練習の意義 練習とは一定の機能を特別の動作に順應させて、その機能及び動作を完成させる作用である。これを生理的にいへば、繰返して同一の作業をすることによつて勢力の湧出を容易ならせることである。

練習曲線 練習によつて作業の働きが發達して行く進路には一定の姿があることは教科書に述べた。練習の發達し行く道程を時間と能率との關係から曲線に表したものを練習曲線又は練習効果線といふのである。

五、練習効果の標式

練習の進路は大體始は大きな進みを示し、次第にその歩みを緩めて、遂には全く停止するに至るものであるが、作業の種類と個人とによつて異なり、又作業の時間的長さによつても異なるも

ので、それ等各種の影響によつて種々の型、即ち標式を示す。教科書に擧げた五種の標式は松本亦太郎教授(大正五年發表)の説によつたものである。甲は直進式ともいふべきで、練習が始終均等に發達して向上的斜線を描いてゆくものであり、乙は律動式で、一高一低、鋸齒状を示して向上的斜線を描いてゆくもの、丙は末期に至つて急に進歩し行く掉尾式、丁は中期に停滯を表す中段休止式、戊は始終何等著しい進歩がなく、水平的に進む停滯式である。

六、兒童の作業・能率・疲労と教育

作業の能率をあける主要條件は練習である。故に兒童の作業に就ても練習効果を發達させて能率を十分に擧げなければならない。それ故教科書に述べた様に兒童の作業はその心身發育の程度に應じたものでなければならない。尙作業の効果を増すには練習の外、興奮(所謂氣乗り)と意志の緊張が必要で、學習に於て興味喚起と自律的意志が必要なのである。(第六篇第三章第四節學習と指導—教科書一七八頁—参照)その他天候の如何(晴曇・寒温等)環境の靜寂或は喧騒、照明、榮養の如何等は作業能率を増進し、或は減殺するものであるから、學校及び家庭に於てはこれ等の條項に十分な注意を要する。(第四篇家庭教育第三章第二節養護及び第六篇第二章中の學校の

設備上の衛生等参照)次に練習と共に能率に特に重大な關係を有するものは疲労であるが、元來疲労は休息と睡眠とを要求して心身の新活動を準備するものである。兒童は未だ抵抗力弱く、概して疲労し易いものであるから、常に休息と睡眠を適度にとらせてこれを恢復させなければならぬ。(第四篇家庭教育第三章第二節養護及び第六篇第二章學校に於ける養護—教科書一九六頁—参照)

第四篇 家庭教育

第一章 家庭と教育（一時間）

取扱上の注意

前に述べた高等女學校施行規則にも示す様に、家庭に於ける子女の教育に就ては特に注意して取扱ふことを忘れてはならない。更に家事科の育児と關係して重複するものは省き、本篇に述べる家庭教育の任務・方法等に就ては十二分の領會を得しめたい。

教科書の和歌・俳句等は國語で學んだものもあると思ふ。その邊の用意も注意ありたいと思ふ。

一、家庭

家庭の力の偉大なることは既にこれを述べた。「家庭は純乎たる自然的教育の起原である」家庭

は道德上の學校である。」とベスタロツチーは言つた。子供を單に學校へ入れたのみで教育の仕事が出来ると思つたら、それは大きな誤である。事實子供の學校に於ける時間は一日の中三時間乃至六七時間で、多くて一日の四分の一を出でないのである。況んや「三つ子の魂百まで」といふが幼時期の六歳までは殆んど家庭で育つ。而かもこの間に百歳までもその人を支配する魂の芽生へは養はれ、人の一生の知識と能力の根底となるものが培はれ、その人の一生の活動力の根底たる身體は殆んどこの間に於てその健否が決せられるのである。これ等の事を考へるならば家庭教育の大切なること、親達の責任の重大なることを切實に感ぜしめられる。

「人が生後三年間に學ぶ知識の分量は……」は獨逸の諷刺作家、リヒター（一七六三年—一八一五年）通稱ジャンパウルの言であり、又「兒童は六歳までの間に於て、それから後一生の間よりもより多くを學ぶものである。」とは米國の教育學者ピツゼル、ダンキャン兩氏の著書に出てゐる言葉である。

二、家庭教育の動機

家庭教育の根本動力は親の子に對する愛情である。世の親の我が子に對する純一なる慈愛心程

氣高くも尊きものはない。「親子」それは如何に強大なる力を以てしても絶ち切ることの出来ない絶對的關係である。そこに尊い親心が生れ、貴い教育も生れてくるのである。實に親たることは如何なる大聖人・大教育者と雖も代理出来ないものである。教科書に擧げた歌は親の愛の如何に深く大であるかをよく物語つてゐる。

(一) 山上憶良(六五九—七三三)の歌は萬葉集卷五雜歌に出てゐる。

思_ミ子等_ニ歌一首並序

釋迦如來全口正說。等思_ヲ衆生_ニ如_シ羅喉羅。又說_ク愛無_レ過_レ子。至極_ト大聖有_ニ愛_レ子之心。況乎世間蒼生誰不_レ愛_レ子乎。

宇利波米婆。胡藤母意母保由。久利波米婆。麻斯提斯農波由。伊豆久欲利。根多利斯物能曾。

麻奈迦比爾。母等奈可利提。夜周伊斯奈佐農。

瓜食めば、子供思ほゆ、栗食めば、況して忍ばゆ。何處より、來りしものぞ。まなかひに、もとな懸りて安寢し爲さぬ。

反歌

銀母。金母玉母。奈爾世武爾。麻佐禮留多可良。古爾斯迦米夜母。

銀も、黄金も玉も、何せむに、まされる寶、子にしかめやも。

等思_ニ衆生云々——最勝五經に「吾觀衆生無偏黨如羅喉羅、愛無過子、誰不愛子乎」とある。

羅喉羅は釋迦出家以前の子である。歌の意味は、

瓜を食べても子供の事が案じられ、栗を食べればまして心配でたまらぬ。如何なる過去の因縁で我が子と生れて來たものか。目の前にその姿がせんすべもなくちらつて、夜さへも眠られぬ。

反歌の意は明かである。

誠に子は寶である。如何なる金銀珠玉を以てしても、かへることは出来ない。子を思ふ親心は上古の人達と雖も變りはなかつた。又洋の東西に於ても變りのあらう筈がない。ローマにコルネリヤと云ふ婦人があつた。虚榮・快樂・美服を誇り、寶石の數多きを誇つてゐた當時の貴婦人達に「私の寶石はこれです」と胸に抱いた子を示したと云ふ話は「コルネリヤの寶石」として有名である。

山上憶良は奈良朝に於ける有名な歌人で、彼れは地位も低く病身であつた。この境遇と彼の思

想は常に悲痛な人生の憂苦を歌はしめた。

(二) 花山天皇(九五七年—一〇〇八年)第六十五代の天皇、即位後僅か三年にして出家遊ばされた。歌道を生まれ、かの拾遺集・拾遺抄は一説には天皇の御撰であると云はれてゐる。御製は後拾遺集に出てゐるものをつた。「みこたちを冷泉院の親王になして後よませ給ひける。」と云ふ序詞がある。即ち皇子の御成人を見て御父君としての御歡ひの御心を詠ませ給うたものである。「撫子の花が美しく咲き出た様に皇子の立派に成人せられたのを見て、今は全く心にかゝることはない。」との御意である。この御製と同じ趣きのものに古今集春卷上、藤原良房の歌がある。櫻の花に寄せて我が子明子(文德帝后、清和帝御母)の榮達を喜ぶ心を詠んだものである。

年ふれば齡は老ひぬしかはあれど花をし見れば物思ひもなし。

(三) 菅原道實の母の歌は拾遺和歌集雜にあり、「菅原の大臣元服侍りける夜母の讀み侍りける。」と序詞がある。久方は枕詞、月の桂は月に桂樹ありとの支那の傳説をとつたもの、我が子の元服して正に一人前の男子となつた時の母の喜びと安堵、更に我が子の將來の大成を祈り、家門の繁榮を期待する親の尊い心がこの歌によつてよく汲み味はれる。

(四) 本多作左衛門(一五二八—一五九六)本名は重次、秀吉の怒に觸れて家康は止むを得ず彼を上總小原莊三千石に封じ潛居せしめたのである。

一筆啓上……おせん泣かすな……

この簡單平凡の句に實に萬斛の愛が籠つてゐる。重次程の剛の者、兵馬倥傯の間にも子を思ふ言葉や筆は誠に純一な愛の溢れるのを觀する。如何なる簡單平凡な字句にも生命が籠り、血潮が通つてゐる。

(五) 俗謡に至つては敢へて技巧を弄せず、質朴單純な所に却て人情の眞實を觀取し得るものがある。

(六) 萬葉風にして且自由な歌を作つた幕末の歌人橋曙覽の歌は、教科書に擧げたる如く平々淡淡たる詠み振りであるが、その中には確に吾々の心の琴線に觸れるものがある。誠に子供の歡ひは親の歡びであり、子供の成長はこよなき親の歡喜であり安心であり幸福である。

橋曙覽(一八〇九年—一八六六年)越前福井の人井手曙覽と稱してゐた。性は淡泊、詩人肌の人で常に大義名分を唱導した。歌人としては萬葉を學んで萬葉から出てゐる。その自由洒脫な格調

は漸く明治以後に至つて認めらるゝに至つた。(参考 曙覽全集)

(七) 飄逸洒脫、心を月花に寄することによつて、自然の事物宛らの中に詩美を發見し、全く脫俗的であつた松尾芭蕉すら

子に飽くと申す人には花もなし

と詠んだ。即ち我が子に對する眞の愛情なき様な人には自然の觀照は出來ないと云つたのである。親子の愛情すら解らない人に、自然の美を觀じ、自然の生命に觸れることが出來やう筈がない。

松尾芭蕉(一六四三年—一六九四年) 江戸時代に於ける第一の俳人、伊賀國に生る。彼は俳人としては始め談林風を學んだが、自ら俳風を一變して新機軸を出し、正風體を始めた。全國各地を行脚放浪し、元祿七年大阪に於て五十一歳で死んだ。

以上要するに、純一至高なる親の愛こそ家庭教育の根本動力であり、親の愛の具體的表現そのものが家庭教育である。そこには當然子供の親に對する絶對的信頼が生ずる。乳兒の信仰的依頼の中に、食と眠とに満足する時の微笑、その微笑を以て育兒の凡ゆる困難苦痛も報ひられたりと

なして愛兒にやさしい頼りをする母親の姿は、誠に至純・至高・至聖、神そのものの姿である。斯かる境地にこそ眞の教育は生れるのである。

三、母性愛

一體に女子はその處女時代は自己中心の生活を營むが一度び結婚して母となるときは、我が子に對する深い慈愛心が生じて自他合一の妙機を生み、高貴なる犠牲的精神にまで高められ、全く子供中心の生活に變るものである。大正十二年大震災の時、自分の體を以て愛兒を被つたまゝ焼死してゐた婦人が多く處處に見られたと云ふ。かの「焼野の雉子」といふ昔からの言ひ傳へは、今日吾等の上にも如實に現はれるのである。實に母はその子の生命の安全の爲には、如何なる努力も金錢の消費をも惜しまないのみならず、自己の生命すらこれを犠牲に供して敢て意としないのである。

(一) 千代女(第一編第二章參照)は二十五才にして夫を失ひ、更に最愛の遺兒をも失つて、後出家したのであつたが、或日偶々蜻蛉釣りに興する子供等を見て自分の亡き子を思ひ、吟じた句が教科書に擧げてあるものである。

無心に蜻蛉釣りして戯れる子供等の無邪氣さ、可愛らしさ。我が幼兒の獨り逝いて歸らぬを追憶しつゝ、今日此頃はどの邊りまで行つてゐることであらうとの意である。

(二) 一茶(一七六二年—一八二七年) 姓は小林、江戸時代後期の俳人、信州の農家に生れ、三歳にして母を失つた。六歳の時「我と來て遊べや親のない雀」の句がある。繼母と仲が悪くて十四歳の時江戸に出て俳道に精進した。かく眞の母の愛を體驗しなかつた彼と雖も、世の母親達の慈愛の深いものであることはこれをよく知つて居たのである。我身を忘れて寒さを庇ふた母を思ひ出して

母親を霜よけにして寝た子かな

(三) 度會園女(一六六三—一七二六) 伊勢山田の人、夫と大阪に住み和歌俳諧をよくした。夫の歿後芭蕉の門に入り、江戸深川に住居し智鏡と號した。句の意味は、

夏の暑い日に子を負ふてゐると、背に負ふた子に後から髪を玩ばれる。愈々暑さを感じる。と云ふのであるが言外に、暑いには暑い、可愛いゝ子の無邪氣な惡戯なるが故に邪慳に叱りもしないで、子のなすがまゝに任せてゐるやさしい母親の姿が彷彿とする。

母親の深い慈悲心から生ずる心遣ひは、

よく寝れば寝るとて覗く枕蚊帳

で、よければよいでちつとしてゐられない。安らかに眠る我が子の寝姿を見る母親はほんとうにふるひ付きたい程可愛く思ふことであらう。

添乳してつい洗濯が夢になり

可愛さ餘つての結果は軽い喜悲劇を生ずることもあらう。軽い喜悲劇である間はよいが、眞の悲劇を生ずることさへある。凡そ純一なる感情には理智の光が伴はないことが多い。而かも理智の光を伴はない感情は常軌を逸し易いのが常である。「情に棹せば流される」(夏目漱石の言)「愛は盲目である」(西洋の諺)。盲目的な親の愛はその子の魂を傷けることがある。愛は反省的に合理化されなければならない。非合理的な愛は如何に純粹であつても盲目的であり、單なる本能である。世の母が無智なる爲自己の愛が絶對純一無限なるにも拘はらず、子供を悪くし子供を傷けることは随分多い。非を知りつゝ子供の要求を容れる母、自ら衣食を節して子供に快樂を買はしむる母等皆その無智に起因する。下層民と上流階級から不良兒を比較的多く出すことは母親の無智

母親の溺愛に起因することが多い。

(四) 人の親の心は闇にあらねども子を思ふ道に迷ひぬるかな。

物の道理を辨へ、是非善惡を知らないと云ふのではないが、子供に對する本能的、盲目的な感情の爲めに、やゝもすると理智の光が暗むことがある。心しなければならぬ。この歌は兼輔朝臣の作で後選和歌集に載つてゐるものである。藤原兼輔(八七七—九三三)は平安朝の歌人、加茂川堤に住んでゐたので堤中納言と云はれた。(参考。後選集卷十五雜の一にある)

第二章 家庭教育の任務 (一時間)

取扱上の注意

教科書の本文は筋路だけを説いてあるが、事柄が難かしいことでは無いのであるから、生徒の経験界から事例を取つて説明すればよく理會させることが出来る。價值の説明は教授者の参考までに挙げたのである。

一、身體發達の養護

身體發達の最も著しい幼時期は家庭に育つ時期である。兒童の生長發育と健康を養護して、他日個人として、社會人として、國家の一員として激烈な活動に堪へ得る身體の根基を培ふことは家庭教育の重大なる任務である。殊に幼時期は植物で云ふならば萌芽の時期で、孱弱にして抵抗力が極めて乏しく、外界の事物の影響を蒙ることが最も多いものであるから、父母たるものはその子の特性・遺傳性・境遇等にも十分の注意を拂ひ、彼等の圓滿な發達を助成しなければならぬ責任がある。父母が育兒の方法に無智なるが爲に、その子の發達・健康を害し、甚だしきは死に至らしめる如き事例も決して稀ではない。

二、言語の收得・練習

文化の受容・傳達は言語を介して行はれる。言語は思想の衣裳である。正しき思想は正しき言語によつて表現されねばならぬ。そして又正しく美しき言語は人の品格を高からしめる。「氏より育ち」とは、この間の消息をよく物語るものである。而して言語の根幹は家庭に於て培養されるのであるから、これを正しく、美しいものに導くことは家庭教育の任務である。(第三篇第二章第

六節参照)

三、價值判斷の基礎の啓培

價值とは或要求に合するものを云ひ、大凡左の如く分類される。

一、一個人又は一定數の個人にのみ妥當する主觀的價值、(例へば嗜好品に存する價值の如きも)ので、嫌なものは何等の價值がないが好きなものは價值が大なのである。)

二、それ自身、無條件的・普遍的に妥當する客觀的價值、(眞・善・美・聖の如き)或は又これを

一、絶對價值——内在價值——(眞・善・美・聖の如き)

二、相對價值——手段價值——効用價值——(富の如き)

に分けることが出来る。而して眞正に價值あるものは客觀的・絶對的な眞・善・美・聖でなければならぬ。學問・藝術・道德・宗教はかうした絶對價值を要求し、これを理想とするものである。その他政治・經濟・産業等社會一般のあらゆる人間の自覺的活動はこれに則りつゝ進んで止まないものである。

一個の事物に就ても價值的視點を異にする時はそれ〴〵異つた認識判斷をすることは教科書に述べた。而してその判斷たるや吾人の過去の經驗と習慣的勢力に支配されることが大きいものであつて、この經驗や習慣構成の出發點は實に家庭に於て養はれる。茲に於て家庭に於ける偏見なき、一般的なる正しき價值判斷の基礎を啓培することが如何に大切であるかと判かる。

四、品性陶冶の基礎

最も教育感化力の強い幼時期の學校は家庭であり、その校長は父であり、教師は母である。父母を中心とする家庭全體の影響感化は、深く子供の品性の根底に刻み込まれて子供の一生を支配する強い力となる。「親に似た亀の子」「親を知らんと欲せば子を見よ」とは誠によく云ふたものである。獨逸の教育家ザルツマン(一七四四年—一八一一年)は、親の惡徳を子が知らず識らず眞似ることをば、蟹の横匍ひに譬へて世の父兄を警めたのも名高い話である。

キリストの母マリヤ、釋迦の母麻耶夫人、孟子の母、正行の母、ワシントンの父と母、古來の偉人傑士は皆立派な父母の感化を受けたことが大であつた。希臘の哲學者ソクラテースの母は産婆であつたが實に立派な人であつたので、彼れは自分の教育法や哲學研究法まで母から尊い暗示

を受けたといつてゐる。近世の大哲學者カントの背後には、敬虔の念厚くやさしい温情の持主であつた母親がゐた。獨逸の詩人ハイネの母は、子供の前で幽霊の話など決してしなかつたといふことである。又石川五右衛門は幼少の時お隣りのお芋を盗んで來ることを母から命ぜられ、それに成功した彼れは泥棒の味を占めて、遂にあの様な大盜賊になつたといふ話も巷間には傳へられてゐる。誠に親達の懼れ慎しむべきは家庭に於ける子供への感化である。

五、趣味の萌芽の啓培

凡そ人の情操は環境の裡に於て不知不識の間に養はれるものである。子供の道徳的情操と共に美的情操が家庭といふ子供の環境に支配されることは誠に大なるものである。趣味としてはいかゞはしい所で聞く三味線の音を最上のものとし、眞實の價値評價の眼なく、唯だ賣買金額の價値認識による快樂をのみ味ふが如き父親を有する子供、美術・音樂の理會はなく、娛樂雜誌の口繪にさへ興味を有たない母親を有つ子供、そう云ふ子供に高雅なる趣味性の培はれる筈がない。一家團樂の食卓の上の一輪の花、子供の勉強室の机・本箱の配置、壁間に掲げる一葉の繪、そうしたものにも母親の優雅な趣味が表はれてゐるのが望ましい。斯う云ふ家庭に育つ子供は不知不識の裡に高雅豊潤な趣味性が涵養されるのである。

第三章 家庭教育の方法

第一節 胎 教 (三十分)

取扱上の注意

前章に就て述べた所と同じい。参照して頂きたい。

一、胎教の意義

兒の未だ母の胎内にある時母體を通じて行はれる教育を胎教といふ。母の身體的・精神的状態が胎兒に影響することは疑ふべからざる事實である。

凡そ胎内にある時程子供の著明に發育することはない。即ち身長に於ては二千四百五十倍以上に發達する。卵子の長さは〇・二ミリメートルであるが、生れる時には凡そ四十八センチ乃至五

十センチメートルに達するのである。重重に至つては更に著しい發達をする。卵子は受胎の時よりも九億五百六十萬倍多くなつて、生れる時の目方は三千グラム以上に達する。胎内で一の細胞から漸次分烈して約二百八十日間に一個體として出生するのであるが、この胎内に於ける二百八十日間に動物進化の何千萬年かの跡を辿るのである。即ち鰓のある魚類の時期もあり、蛙等の兩棲類に似た時期もあり、又犬や猫に似た時期もある。つまり胎内生活の一日は動物進化の數千年に當る譯である。故にたとへば母親の榮養不良、刺激物の攝取等は、それが極く僅かなものであつても胎兒に及ぼす影響は非常に大であると考へられる。

胎兒の精神に就て見るに、胎兒に精神があるかないかは實驗に徴することは出来ないから、一部分推論による外はないが、推論によれば胎内にある時既に全精神の將來發達すべき性能を先天的に有することは明かである。更に胎内に於て確實に現はるゝ心作用がある。それは傾動或は胎動と稱するものである。傾動は活動の最も簡單なものでこれの現はれるのは受胎後百二十日目である。以上の事實より遺傳及び感應に重きを置かねばならぬことが考へられる。遺傳に就ては前説したが、茲に感應と云ふのは胎兒が母の胎内にある時精神に影響を受けることである。妊娠が

不品行であり、不養生であれば、その影響が胎兒の身體に及ぼし、又身體を通じて精神にも及ぶものである。斯かる意味に於て胎教は缺くべからざる重要なものである。

人殺しをした爲に死刑の宣告を受けた女囚があつた。でも妊娠中の女だつたので子供を生むまでは、氷の様な法律にも風味があつて死刑を執行しなかつた。その中、月満ちて生れた子供は首の廻りが小さいも小さい非常に細い子供だつたさうである。つまり母親が毎日毎日絞首臺上に立たされて、首を絞められることばかり考へてゐたその影響だつたのであらうと言はれる。

二、胎教の歴史

支那の文献では大戴禮保傳篇 青史氏之記曰、古者胎教、玉后腹_レ之、七月而就_ニ宴室_一。

列女傳(漢の劉向著) 文王生而明聖、君子曰、太任能_ニ胎教_一。

朱子の小學には、列女傳曰、古者婦人妊_レ子、寢不_レ側、坐不_レ邊、立不_レ蹕_一、割不_レ正不_レ食、席不_レ正不_レ坐、目不_レ視_ニ邪色_一、耳不_レ聽_ニ淫聲_一、夜則令_ニ誦_レ詩道_ニ正事_一、如_レ是則生子形容端正才過_レ人。

太任文王之母摯任氏之中女也。王季娶以爲_レ妃。太任之性端一誠莊、惟_レ德之行、及_レ娠_ニ文王_一、目不_レ視_ニ惡色_一、耳不_レ聽_ニ淫聲_一、口不_レ出_ニ敖言_一、生_ニ文王_一而明聖、太任教_レ之以_レ一識_レ百_一、卒爲_ニ

周宗、君子謂太任爲「能胎教」と詳説してある。その他・女誡・女孝經・女論語・内訓等の女四書、女範捷録の如き皆胎教の必要を説き、その方法を示してゐる。

我が邦での文献は、和譯の女四書を始め、大高坂芝山の妻成瀬氏の唐錦、藤井懶齋の婦人養草香月啓益の婦人壽草等があり、その他養生訓、醫書の如きものには殆んど皆胎教の説がある。

西洋では教育の始期を結婚にありとしたプラトーン、アリストテレスを始めとして、爾來多くの人のによつて唱導された。一四〇〇年代に出た人道主義の教育家マヒウス・ゼギウスの如き熱心にこれが必要を説き、その方法を示した。今日に於てもかの奥國の教育學者デーリングの如き亦これを唱導する學者である。

教科書に擧げた外に胎教の事例を一二擧げて置く。

大聖釋尊の母麻耶夫人の妊娠中の事が大藏經の佛本行集經に出てゐる。

菩薩母胎に在せし時、その菩薩の母大快樂を受けて身疲乏せざりき。……母禁戒を受けて心常に戒行を奉持して行ぜり……その母欲染の状態を生ぜず、欲大の惱亂する所とならず、時に菩

薩の母恒に梵行を行じぬ。……異味を食らず、寒熱及び饑渴を患ひず、その身を惱まさず……意に樂んで布施を行じ、心意開解して自家の内に居る。……恒に一切衆生の邊に於て大利益安樂の心を作しぬ……菩薩の胎に在るやその菩薩の母、前の如く端正、種々の相貌、悉く皆喜ぶべし、……その母常に歡喜の心を生じ戒行功德、身色最勝、最妙最尊なり……云々

と麻耶夫人が絶世の大聖釋尊を生まれたるも亦宜なる哉である。

オーストリアの大音楽家モツアルトの母は妊娠中非常に音楽を好み、熱心にやつてゐたが、モツアルトは四歳頃から調律を解し、やがて曲を作つたと言はれる。

三、胎教の方法

前に述べた如く胎兒は胎内に於て非常な速力で發育する。而して既に一個の實在であり乍ら、まだ母體に屬してゐるから、母の血液の如何、胎内の狀況、外から來る物質的・精神的刺激は、一々微細に深甚の注意を要するのである。

(一) **身體の健康と衛生** 營養をよくすることは勿論大切である。又子宮膨脹の爲、胃腸が壓迫されて消化を妨げるから一層胃腸の衛生に注意しなければならない。食物に就ては、山椒・唐辛子・

コーヒー等の刺激物、殊に酒は避けなければならぬ。運動・睡眠の適度、衣服の軽やかで殊に冬は暖いこと、住居や身體の清潔が必要であるのは云ふ迄もない。

(二)精神方面 常に思想を純正にし、殊に感情を平和にすること。精神の働きの中でも感情の激動は特に身體に影響する。怒・哀・驚愕・心配・憎・怨恨・嫉妬・不平・失望・不満・呵責・後悔・恥しさ等は健康體にすらよいものではない。喜びや楽しみであつても餘り強度なものはいくもない。一體女子はその血液や身體構造の關係から非常に感受性が強いものであるが、妊娠中は殊にこの感動性が強いから、感情の激動は特にこれを避ける様に注意しなければならない。心身の過勞・激動は胎兒に悪影響を及ぼすのみならず、時に流産の原因となることもあるから、よくよく注意すべきである。

胎教の責任は妊婦だけでなく家族一同これを負はねばならぬことは教科書に説いたが、父親の責任は殊に大である。

第二節 養護 (一時間三十分)

取扱上の注意

前節に同じい。

一、養護の意義

養護の必要に就ては前節に述べた。

養護の意義・目的は教科書に述べたる如く、兒童身體の發達を助けて健康を増進し、その機能を完うせしめ、全身を強壯にすることである。

その手段・方法は兒童身體の發達に應じ、それに即して講ぜられなければならない。従つて方法の研究は生理學の教ふる所に則り、又身體と精神とは密接不離のものであるから、心理學の助力をも要する。教科書並びに本書に於ては兒童の身體及び兒童の精神の兩篇を設けたから、これ等を参照されたい。次に又養護の方法の研究は、身體の健全圓滿なる發達に必須なる條件、身體

に危害となるもの・それが除去に就て研究する衛生學、身體に加へられたる危害や病的變化の研究とそれが療法を研究する醫學の教へを受けねばならぬことは云ふ迄もない。

二、養護の方法

養護は身體の働きの全部に亘らなければならない。而して、その方法の研究は上述の如く深く深いことを要する。随つてその全面に亘つて十分に説明することは不可能である。故にその主なもののみに就て、而かも成るべく簡潔に要領を述べることとする。

(一) 睡眠

睡眠の性質。オースタリーの一學者の云ふ所によると人生の約三二・四%は眠つて暮すのである。實に睡眠は人生の三分の一を占むる一大事實であるが、その理論的研究に至つては未だ幼稚の域を脱しない。

睡眠は、疲勞により神經中樞に於ける神經衝動の薄弱となるが爲に生ずる状態なることは明かであるが、如何にして斯くの如き状態を生ずるかに就ては今尙想像に止つてゐる。或學者は睡眠を以て一種の本能となし、睡眠とは神經系統が一定の刺激(疲勞による)に對して生ずる反應にし

て或程度までは時を定めて律動的に生ずる性質を有すと言つてゐる。

睡眠の深さ 子供並びに大人の睡眠の深さに就ては多くの學者の實驗的研究があるが、一回の睡眠に於ける深さの曲線が如何に高低するかに就ては一致してゐない。けれども大體に於て睡眠後約一時間前後にして最高の程度に達し、その後多少の深淺の波はあるにしても漸次淺くなつて遂に覺醒するものであることは、各學者の研究が一致してゐる所である。それ故に子供も睡眠の初期に於ては特に安靜にしてやらなければならない。大人が夜更しをして騒いでゐる側に子供を寢かせておくやうなことは戒めなければならない。

睡眠の時間 凡そ睡眠中は生活物質の分解が甚だしく減退して、新生作用が著しく高まるものであるから、心身發達の中途にある兒童は特に睡眠の十分なるを要する。もし睡眠が不十分であつたら子供の榮養を害することが甚だしいであらう。随つて子供の睡眠力は随分強い。生長の速さの最大なる胎兒期に於ては絶えず睡眠してゐる。初生兒も殆んど絶えず睡眠して居り、第一年の終りに至つても尙一日中の大部分は眠つてゐる。漸次睡眠の要求は減じてくるが生長期全體を通じて睡眠の時間は甚だ多い。

三田谷啓氏が全國の小兒科醫の子供千九人を調査して得た平均睡眠時間は左の如くである。

月齡及び年齢	睡眠時間	月齡及び年齢	睡眠時間
一—六ヶ月	一五—一六時間	八歳	一〇 時間
七—十二ヶ月	一三 時間	九歳	一〇 時間
一歳—一歳六ヶ月	一二—一三時間	十歳	九—一〇時間
二歳	一二 時間	十一歳	九—一〇時間
三歳	一一—一二時間	十二歳	九—一〇時間
四歳	一一 時間	十三歳	八—九 時間
五歳	一〇—一一時間	十四歳	八—九 時間
六歳	一〇—一一時間	十五歳	八 時間
七歳	一〇 時間		

東京市社會局の發表に係る子供に必要な睡眠時間

乳兒	一八—二〇時間	七年兒	一〇—一〇・五時間
一年兒	一五—一六時間	十年兒	九・五—一〇・〇時間
三年兒	一二—一三時間		

臺灣の子守歌

搖々 赤ちやん
 拘嬰惜 ねんねんや
 拘嬰脛 ねんねんや
 一腋大一寸 一晚一寸ふとる

搖々 赤ちやん
 拘嬰惜 ねんねんや
 拘嬰脛 ねんねんや
 一腋大一寸 一晚一寸ふとる

(二) 食事

母乳榮養と人口榮養 嬰兒の多く死ぬ原因は、母乳をのませないで代用品を使ふことが統計上一番多い。

母乳榮養と人口榮養との乳兒死亡率

母乳榮養死亡一人に對する人口榮養死亡數

獨逸	八人
英吉利	一二人
日本	十三人

更に獨逸では徴兵検査の結果、母乳で育つた子供が五十人合格するに對し、代用品で育つた子供は三十二人しか合格せぬといふことである。母乳の如何に大切なるかがわかる。

然し授乳を止めねばならぬ場合がある。それは母親が結核・心臟病・血液病・重症腎臟病・糖尿病その他傳染性疾患に罹つた場合等である。又脚氣や梅毒の如きも注意を要する。

食事上の注意 教科書に擧げた注意は最も肝要である。由來日本人は食事を急いでする習慣があるが、その結果は咀嚼を不十分ならしめる。斯かる習慣は改めねばならぬ。次に犬儒的節制主義もその反對の暴飲暴食も共によくないが大いに生長し、大いに活動する爲には適度にして十分なる攝取を必要とする。刺激物は大人にも有害である。まして抵抗力の弱い幼・乳兒に有害なるは云ふ迄もない。親の嗜好は直ちにその子供の嗜好となるから親たるものはよくよく注意すべきである。殊に晩酌の飲みさしを興に乗じて子供に飲ませる等の如きは寧ろ暴舉である。固く戒めなければならぬ。その他、食事を愉快になさしむること、子供に適する食物を好んで食する習慣を養ふこと、食事の前に手を洗ふ等すべて清潔なること、食後は靜かに休ませること、便通をよくすること等に注意すべきである。

貝原益軒(一六三〇年—一七二四年)は徳川時代の朱子學派の儒者で、「慎思錄」「五常訓」「大和俗訓」その他通俗的の著書多く、廣く世に行はれた。教科書に掲げた文句は「和俗童子訓」卷之一にあるものである。

齒の衛生 教科書第五十四圖とその説明の正確な數字は左の如くである。(東京市社會局編「丈夫な子供」による)

齶蝕率

幼稚園(乳齒の蟲齒) 九二・八%

小學校(乳齒と永久齒) 八七・二%

六歳臼齒の蟲齒

尋一 六三・一% 尋四 七九・四%

尋二 七九・四% 尋五 八二・六%

尋三 七九・八% 尋六 八四・二%

蟲齒になれば云ふ迄もなく消化を妨げることになるが、尙齒は腦と關係してゐるから齒痛の爲

に腦に影響して氣分塞がり、難澁は一方でない。更に甚だしきは、齒一本の爲に生命を失ふことさへもある。

次に齒の衛生に就て心得べきことを擧げておく。

- イ、蟲齒は口中で食物残渣が醗酵を起して出來た乳酸によつて起る。
- ロ、齒は清潔にすれば決して蟲齒に罹らない。
- ハ、齒の掃除は朝と夜と二回齒刷子と齒磨を使い、毎食後には必ず含嗽を行へ。この含嗽は藥液でなくとも微温湯でよい。林檎の様な果物を食べるのは齒の掃除に有効である。
- ニ、齒を磨くには外側ばかりでなく、齒の内側も、又齒の咬む面も、すべて丁寧に磨け。
- ホ、齒は使ふ程丈夫になる。食物をよく噛めば消化を助け齒を丈夫にする。
- ヘ、齒の生え換はる時の注意が肝要である。齒の生え換はる時が來てもまだ乳齒が残つてゐると、乳齒が邪魔をするので永久齒が正しい位置に現れず、所謂八重齒等が出来る。齒の換はる時乳齒の自然に脱落しない時は適當な時期に於て抜き去ることが必要である。
- ト、六歳臼齒(第一大臼齒)は食物咀嚼の爲には最も大切な齒であるが、蟲齒になり易いから十分の注意を要する。

子、飲食物の注意が肝要である。

次の食物は口内に残つて乳酸菌に變化する爲蟲齒の原因となる。故にその食後は口内を清掃する必要がある。御飯、餅、砂糖、ばん、ふかし芋、もち菓子、甘酒、しるこ、あめ等。

次の食物は乳酸に變化しないから直接蟲齒の原因とはならない。尙これ等の食物をよく咀嚼すると齒が強くなり、口腔清掃の助ともなる。故に前述の食物を取ると同時に、この種の食物を適當に按排してその効用を利用することが必要である。

魚、肉、貝、澤庵、茶漬、梅干、林檎、密柑等

三、衣服

衣服の目的

- 一、體育上の要求に合ふこと、——衛生的で、身體の危害を妨ぎ、寒暑に對して身體を保護するため、
- 二、道徳的意味の上から——容儀を正しくするため、
- 三、趣味の上から——身體を裝飾して各自趣味を表す。第一が衣服の本質的目的である。この目的の爲には教科書に述べたるが如き注意を要する。その他二・三の注意を擧ぐれば、衣服は清潔なること——清潔は衛生上大切なると共に、一種の美德である。

美麗さは宜しきに適ふこと——質素なるがよい。俗悪華美は人品を劣等にする。服装は端正なること——弊衣破帽だらしなきは衛生の上からも、道徳的意味からも避くべきである。殊に服装が吾人の精神を變形せしめるものなることを知るべきである。

カーライル(一七九五年—一八八一年)英國の歴史家、文明批評家、哲學者である。著書は、「英雄崇拜論」「過去と現在」「佛蘭西革命史」「オリヴァ・クロムエル」「フレデリック大王」等有名である。

四、空氣と日光

空氣と日光の人間の生活に必要なるは云ふ迄もない。數分間呼吸を止めれば人間は死ぬ。日蔭の草は青白くなり、木蔭には雑草さへよく生えぬのも判かる。

人間は一人一晝夜の間約五十石の空氣を呼吸する。

而して不潔な空氣を呼吸する時は保健上重大な害を及ぼす。空氣中炭酸瓦斯の含量が通例室内で一・〇%、即ち百分の一、屋外で〇・五%以上に達する時はその空氣は不良と認められる。都會地に於ては最も考慮を要するので、參考の爲に次に調査の結果を擧げる。

東京市及び近郊の空氣中炭酸瓦斯の含量(東京衛生試驗所調)

須田町交叉點	〇・五%
日本橋淺草橋間電車内	〇・九七%
某小學校教室内	〇・八四%
淺草某活動寫眞館内	一・七七%
白山神社	〇・二八%
東京市外戸山原	〇・二八%

細菌、有機物等もこれに準じて雜沓する所程含有量が多い。

教科書第五十六圖中日本の都市は大正六年、コペンハーゲンは大正三年、ワシントン・エヂンバラ・ベルンは大正五年、他は大正七年の調べである。

子供本位の住宅 我が國に於ける在來の住宅や庭園は鑑賞本位の大人の爲のもので、殆んど子供の爲には何等の考慮も費されてゐない。子供本位の住居は第一、室内は採光・換氣の十分に出來ること、庭園は日當りよく、而かも風當りの強くないこと、更に庭園は土と水と綠蔭が十分に適宜にあることを主要條件としなければならない。これ等は單に子供の爲ばかりでなく大人の爲

にも勿論大切な要件である。

五、運動

運動は生長發育を助け、健康を保護増進する爲に、又積極的に身體を鍛鍊して抵抗力ある強健な身體を作る爲に必要なものである。幼兒に於ては運動も保護的方面を主眼とし、鍛鍊的運動は年齢の長するに従つて適宜行ふべきである。

運動に就ての注意は教科書にこれを述べておいたが、要するに身體自然の發育に應じて、兒童に相應した運動を課し、あまり無理のない様にすると云ふことである。休息に就ても深く注意しなければならぬ。幼年程抵抗力弱く、随つて疲労し易いものであるから、疲労して活力を消費した場合には、極度の疲労に至らないうちに適宜休養して元氣の恢復を圖らせなければならぬ。この注意を怠る時は、たとへ強壯な者でも終に病氣に罹る。

第三節 經 驗 (三時間)

取扱上の注意

教科書の本文に較べると頗る詳はしい説明を茲に擧げて置くが、然しこれを全部用ひよといふのでは決してない。これは教師の参考までに述べたのであるから、この中から適當な部分を選んで説明に使ふがよい。

一、經驗の意義

試行錯誤は既に第三篇第四章に述べた如く、甲の方法を用ひて失敗する時は乙の方法により尙失敗する時は更に他の手段に訴へ、手當り次第に方法を變更し、終に偶然の成功に逢着する法を云ふのであつて、この偶然の成功が度重つて一の運動・一の仕事・一の智識が習得される。これ即ち廣い意味での經驗であり學習である。幼兒の發音・言語・歩行等は勿論その他の學習も、この法によつて行はれることが多い。

二、早教育

兒童が學齡に達しない以前から、これに學校教育の様な系統的な教育を加へやうとするものが即ち早教育である。早教育は支那に於ては古くから多少行はれた形跡があり、歐洲でも十八世紀

の頃汎愛學派のバセドー(一七三三年—一七九〇年)によつて試みられたこともある。早教育の主張點は教科書に述べたが、その方法に於ては早計に失するものである。無論學齡未滿の幼兒に對してもその教育の大切なことは學齡兒童に於けると毫も異なる所はない。けれど心身の猶甚だ孱弱な幼兒に對して系統的の教育を施し、規律的の訓練を加へるが如きは實に無理であるのみならず、却つてその發育を阻害する虞も極めて大きい。兒童の教育は決して知識の開發のみを以て足れりとするものではない。殊に幼兒に對してはその身體の旺盛な發育を養護し、その品性の純良な萌芽を啓培して、これが發達大成の基礎を十分に涵養することこそ實にその根本義でなければならぬ。

三、遊戯(第三篇第四章及び第五篇第三章第二節參照)

遊戯の性質に就ては第三篇第四章に述べた。又遊戯の種類等に就ては第五篇第三章に於て述べることとする。依つて本章には主として、兒童生活に於ける遊戯の教育的價値を教科書に擧げておいたので、更に茲に遊戯に伴ひ易い弊を述べて注意を促しておかう。それは(一)身體の局部的運動に偏して均齊なる發達を妨げることあり、(二)過激なるものによりては却て身體を損ひ、(三)少

年期頃ともなれば稍々もすると過度に耽溺して精神的修養を怠り、(四)競技的遊戯に於ては純眞なる子供でさへ、不正の手段を講じて勝を占めんとすることさへある。これ等の諸點は注意を要するものである。

四、玩具

兒童の把持本能に基づいて玩具の必要が生じてくることは前に述べた。玩具は把持本能並びに遊戯本能を満足せしめ及びこれを善導するを以て目的とするのである。

玩具は多種多様であるが、兒童心身に及ぼす働きの上から、感覺の練習を主とするもの、智力作用を養ふことを主とするもの、美情を養ひ得るもの、徳性を養ひ得るもの、意志を鍛練し、筋肉の作用を進めるもの等に分類し得るものである。併し玩具はその語の示す如く手にとつて玩弄するものであるから感覺に訴へぬものはない。又智力を養ふものには想像力の修得になるものがあり、推理・判斷の力を養ふに適するものもある。(積木玩具の如きはこの目的に合するものである)美情を養ふ玩具に就ては特に注意を要する。色彩の惡どく、下劣でないこと、形狀に於てもよく均齊を保ち調和を害せぬ様なものがよい。又兒童が自己の考へによつて運動することの出來

るやうなものは意志の習慣を養ふことが出来る。玩具による品性の修養も見逃すことは出来ない。この様に心身の發達と重要な關係があるから、玩具は三歳以前の幼兒にあつては筋肉の運動力を發達させ、四歳乃至六歳に於ては子供の空想・想像の相手となり、七歳以後にあつては、獨創力及び科學思想の芽ばえを培ふ上に、大なる効果を有するものである。されば、父母となり、教師となるものは、幼少の子供に對しては年齢に應じ、それ〴〵適當の玩具を選んで與へることが何よりも大切である。不注意に與へた孱弱な玩具を弄ぶものは、自然とその考が一時的になり易い故成るべく丈夫なものを與へるがよい。又袋の中に色々なものが入つてゐて、その袋を破ると中から小さな人形や書物などの出てくるものがある。子供が二錢三錢を出して買つた袋の中から出てくるものに對する好奇心は單なる好奇心でなく、投機心の第一歩となるから斯ういふものは避けた方がよい。家庭に於て玩具の注意は案外と度外視されてゐるから、次に年齢別に心身の状態と與ふべき玩具とに就て述べることにする。これは主として玩具繪本改善研究會編纂の『玩具の選び方と與へ方』に據つたものである。

(一) 一歳から三歳までの玩具

(イ) ねてゐる時代

身心の状態——この時代には、子供はまだ歩けないので、床の上に横たはり、或は母に抱かれてゐる。それで主として感覚が働く。眼と耳とは知識の主なる門戸であるから、玩具もそれに適合したものを與へてそれ等を練習さすべきである。

與ふべき玩具

(a) 眺める玩具——風車・吊し紙風船・旗幟・犬張子・吊す猿の類、折紙の鶴や脹ら雀の類、その他枕もとに立て又は吊して眺めさせるもの。

(b) 聽く玩具——風鈴・がら〴〵・でん〴〵・太鼓・笙の笛・鳥笛・鳩ぼつぼ・その他音が簡單で鋭くないもの。

(ロ) はひ歩く時代

身心の状態——この時代には歩行の準備として、頭部を正しく保ち、上半身を起し、やがて坐り、更にはひ歩くと言ふやうに専ら歩行に向つて子供の身體が發達する。感覚の活動は益々盛となり、子供が自分で玩具を握り、しゃぶり、投げる等する間に種々の感官を働かせる。また漸く言語をも習得する。

與ふべき玩具

(a) 眺め聽く玩具——ゴム・木・セルロイド製の人形や動物類、がら〴〵・でんでん太鼓・鳩笛・振り鈴・その他自ら鳴らし得るもの。

(b) 遊ぶ玩具——ゴム・木・セルロイド製の人形や動物、おしゃぶり・毬の類、子供の握り・投げ・しゃぶり・攫むためにゴム製や木製玩具が最もよい。

(ハ) 歩きはじめる時代

心身の状態——子供ははひ歩くことが出来ると、次ぎには物に倚つて立ち、二三歩歩いては匍匐し更に立つては歩く。かゝる間に直立及び歩行が漸く確實になる。故にこの時代には、前時代に引續いて、子供の歩行の發達に全力を注ぐべきである。子供の感覺の活動は依然として盛であり、殊に歩行によつて子供の支配し得る世界が擴大すると、興味を以てあらゆる感官が試練される。

與ふべき玩具

(a) 眺め聴き遊ぶ玩具——ゴム・木・セルロイド・絹天製の人形・動物・毬の類、がら／＼・鳩笛・太鼓・ラツパ・笛・達磨等。

(b) 運動用玩具——大きなゴム毬・達磨等凡て投げ又は轉がして後を追ふ玩具、倚りかゝつて立つ爲の低い臺や乗物、子供の押して歩ける遊具等

(ニ) その後三歳まで

身心の状態——子供の運動力は益々發達して歩行は自由となり、方向を變へることも驅走することも出来るやうになり、身體の基本運動は漸く確立する。自己の支配し得る範圍が廣まるにつれ、感官の働きは活潑と

なる。同時に言語がだん／＼自由になつて、一通り不自由のない程度に國語を習得すれば、強盛な好奇心と結合して質問時代を現出する。玩具の主とすべき所は感官の練習と、興味の刺激と、そして歩行及びその他の基本的な一般身體操作の練習にある。

與ふべき玩具

(a) 眺め聴き遊び且變化を楽しむ玩具——前時代の眺め聴き遊ぶ玩具の外に、次の様なものを加へる。首振動物類、首振り人形類、玉乗り人形、兎の餅搗き、飛んだり跳ねたり、體操人形、米搗車、消防ホムプ手足人形、餌喰鳥、おじぎ動物類等

(b) 運動用玩具——自ら引き歩く車附の乗物や人形、動物の類、春駒、絹天製の大熊、大犬や馬類、廻轉シーソー、木馬、その他凡て複雑な操縦を要しないで、その場で乗り又は人に引いてもらへる乗物類、砂場遊具等。

(二) 四歳から六歳迄の玩具

身心の状態——感覺の活動は一層盛であるが就中、知識の習得に關係の深い視覚・聽覺・皮膚覺等が主として活動する。好奇心が頗る強く種々の質問を發し物を弄び、物事を盛に模倣し、芝居じみたことを行ひ、想像は頗る活潑であつて、童話を渴望し、物を組立てることに夢中になり、木石等を活きた人間同様に相手にし、空想と事實とを混同して夢幻境にさまよひ、リズムを愛し、童話を口にする。自發活動が盛で、同情及

び美情の萌芽も現はれる。衝動的で感覺的快苦に支配され、學習能力はまだ薄弱であるが、遊戯を以て全日を送り、その遊戯も、摸倣及び想像を以て成立してゐる。一生の中でこの時代が最も玩具を愛する時代であつて、精巧なものよりは却つて自然物や象徴的玩具に大なる興味を有つ。されば、この時代の玩具としては次に挙げた様なものを各種混じて與ふべきである。

與ふべき玩具

- (a) 眞似て遊ぶ玩具——軍隊遊び玩具、お祭遊び玩具、競馬遊び玩具、飯事遊び玩具、並び人形、面、獅子頭、あれ様、帆船、軍艦、車類、家族人形、木製特場、鳥小屋、動物の檻、タンク、大砲、臺所道具、人形類等。
- (b) 工夫し組立てる玩具——幼稚園の恩物及び作業材料、例へば積木、色板ならべ、組木、折紙、紙刺し縫取り、切紙、はり紙、豆細工、麥藁、きびがら、その他これに類する玩具及び材料、はめ繪、文化積木蠟細工遊び、土製圖案等。
- (c) 愛玩し又は美を樂しむ玩具——雛人形、衣裳人形、ミス人形、毛絲人形、五月人形、動物類、五色玩具、繪本、繪畫、果實模型、樂器玩具類等。
- (b) 變化を樂しむ玩具——秘密箱、びつくり箱、魔術箱、くらべ姿、まぼろし、戀り屏風、重れ林檎、重れ達磨、招猫、絲昇猿、變化獨樂、活動畫帳、活動眼鏡、百色眼鏡、板返し等。

- (e) 物語りに因んだ玩具——兎の船、桃太郎、金太郎、兎の餅搗、花咲爺、ジミー君、正ちゃん人形、のんきな父さん、ストツクキング等。
- (f) 運動用玩具——行進木馬、片足乗、三輪車、幼稚園車、幼稚園馬、籠附ぶらんこ、乗れる自動車、三輪自轉車、その他複雑な操縦を要しないで自ら乗り歩く運動具、砂場遊具、出世鯉、白鳥、セルロイド又はゴム引の蛙や魚や浮ぶ動物類等。
- (g) 雜種玩具——子供畫帳、クレイヨン畫帳、計數器(球の数は少いのてよい)等。

(三) 七歳から十歳までの玩具

身心の状態——前の時代に較べて、知覺は漸く精確の度を加へ、記憶特に機械的記憶は最も強くなり、注意は漸く發動的となつて固定して來るし、思考も次第に進歩する。想像は稍々低降するけれども、學習力は漸次に發達して來て、科學的玩具及び學習的玩具を必要とするに至る。主我的傾向が著しくなつて、遊戯は競争・狩獵・蒐集の如き色彩を強く帶び、動植物に興味を持つやうになつて來る。權勢及び名譽の念が強くなつて偉人を崇拜し、よく争鬪するが、運動力は頗る發達して盛に競技を行ふやうになる。故に玩具としては次の様な各種のものを混じて與へるがよい。

與ふべき玩具

- (a) 理化學應用玩具——ブリキ製の自動車、飛行機、ボート、軍艦、動物、その他センマイ及びゴムを動

- 力とする玩具、電話器、扇風機、彌次郎兵衛、磁石蜻蛉、磁石の三すくみ、磁石の龜、その他の磁石玩具、寫眞、水寫眞、浮いて來い、潜水夫等。
- (b) 工夫して組立てる玩具——手工道具及び大工道具、それ等の材料、玩具製作用具及び材料、刺繡、裁縫及び編物用具と材料、彫塑用具と材料等。
- (c) 運動し熟練する玩具——跳び繩、輪廻し、竹馬、射的、球入れ、輪投げ、羽子、獨樂、毬、空氣銃、弓矢、お手玉、たこ、紙風船、竹蜻蛉、飛んで來い、劔玉、りうて、おはじき、帆船、スケート、農具及び園藝具等。
- (d) 競争し勝負する玩具——おはじき、竹かへし、球轉し、太陽點取盤、魚釣玩具、單語繪合せ、いろは遊び、繪合せ、數字遊び、家族合せ、文字合せ、ABC遊び事。
- (e) 雜種玩具——印刷玩具、寫眞器、計數器、のぞき眼鏡、金庫、博物標本玩具、カード、切手、貝、レツテル、鑛石類、蟲眼鏡、測量用具、動物飼育具、人形類、樂器玩具類、繪畫用具、武者人形、偉人の彫像及び肖像、クリスマス用玩具等。

(四) 十一歳以後の玩具

身心の状態——推理は前よりも一層進歩し、年齢の進むに従ひ、社交性の發現と共に漸く利他的傾向を示す。兩性の差異は次第に著しくなり、運動力は愈々發達する。機械的記憶の外に論理的記憶も稍々進歩し、

學習力は學齡期中に於て最高に達する。玩具は科學的玩具の中で、前よりも更に複雑なものを要求する。發明獨創の養成、意志の修練殊に勤勞の習慣をつけ、運動力を養成する爲に多數の玩具を與へ、兼れて理科及び手工の聯絡をとる時は大なる効果を收めることが出来る。

與ふべき玩具

- (a) 理科學應用玩具——電氣モートル、電氣鐵道、その他電力を用ふる玩具類、蒸氣機關、オートバイ、自動車、その他油やアルロールを焚く蒸氣動力の玩具、幻燈器、活動寫眞器、兒童用理化學實驗器械、磁石玩具類、寫眞、電獨樂、往復自動車、飛行機、水上飛行機、自動球投げ、自動運搬車、自動尾長猿、その他ゼンマイ仕掛の玩具等。
- (b) 工夫し組立てる玩具——手工道具と大工道具及びそれ等の材料、玩具製作用具及び材料、刺繡、裁縫及び編物用具と材料、彫塑用具と材料、デルタ、エレクター、メカノ、その他の金屬組立玩具等。
- (c) 運動し熟練する玩具——跳び繩、輪廻し、竹馬、スポンジボール、射的、紙風船、凧、劔玉、りうてピンポン、空氣銃、源平ボール、農具及び園藝具、兒童用擊劔具、輪投げ、球入れ、羽子、獨樂、毬、お手玉等。
- (d) 競争し勝負する玩具——おはじき、竹返し、球轉し、太陽點取盤、透磨落し、投扇競べ、源平碁、むさし、行軍將棋、數字合せ、玩具數字、家族合せ、地理及び歴史カルタ、智慧の輪、智慧の板等。

(e) 雜用玩具——動物飼育具、人形類、金庫、測量用具、雙眼鏡、蟲眼鏡、玩具の顯微鏡、繪畫用玩具、諸種の樂器玩具、動植物採集具、クリスマス用玩具、偉人の肖像及び彫刻像、寫生器等。

(五) 玩具の選び方

玩具を選定して子供に與へるには、次の様な諸點に注意しなければならない。而してこれを教育上の立場(積極的立場)と、衛生上の立場(消極的立場)との二つに纏めて述べることにする。

(一) 子供の年齢、男女別、個性に應じ、而も季節により流行に従つて、子供の興味に投ずること。
(二) 子供の工夫練習を促して獨創力を養ひ、子供の活動を高め、且社會の實生活へのかけ橋となること。(三) 投機心を挑發する虞のないこと。(四) 構造は堅牢で、簡易質朴にして仰々しい裝飾がなく、而も有効にして要領を得てゐること。(五) 形状は溫和、色彩は高雅にして溫柔であり、意匠は嶄新高尙であつて、醜劣の情や恐怖の感を起さしめないこと。(六) 幼兒の頃には自然物的原始的であり、學齡期以後には科學的、寫實的であること。(七) 材料が消毒に便利なこと、殊に玩具を口へ持つてゆく時代のはさうである。(八) 材料や形状が尖鋭であつたり、尖小であつたり、細長かつたり、引火し易かつたりして怪我をさせる虞のないこと。(九) 甚だしく色の剝ける

もの、繪具の有害なものは、嚴重に禁すべきである。綠・青及び砒素を含むもの(砒素は黄色の繪具に屢々見出される)は有害である。(二〇) その玩具の價値を十分に發揮すべきものであるならば假へ數圓の玩具であつても、徒らに不用の裝飾を施した數十錢の玩具よりも、決して高價ではない。

(六) 不良玩具

次の諸條件の一つ以上に該當するものは不良玩具である。

(一) すぐに壊れる玩具、(二) 形状の醜惡なる玩具、(三) 子供を恐怖させる玩具、(四) 意匠の俗惡な玩具、(五) 投機心を起させる玩具、(六) 色彩が毒々しくも卑しい玩具、(七) 製造上の注意の足りない爲に怪我をさせる虞のある玩具、(八) 色の甚だしく剝ける玩具、(九) 有毒な繪具を用ひた玩具、(一〇) 消毒の全く出来ない玩具(特に嬰兒の場合)。

五、童謡

兒童には模倣本能に基づく歌謡性があつて、何事でも歌ふ傾きがあることは前述した。(第三篇第四章第二節参照)

一般に童謡と云へば兒童自身に謡つた歌ばかりでなく、大人が子供の世界を謡つたものをも含む。最初兒童は大人の歌ふ歌を聴き、それを模擬して謡ふのであるが、漸次謡ひ手たると同時に童謡の作り手となる。即ち兒童自身の言葉を以て兒童の心を表現する様になる。子供自身の作つた童謡は文藻の佳麗はないが、實感そのまゝを飾らず偽らず寫してあるから、力強く我々に迫り來るものがある。

大人の作つた童謡としては先づ子守歌を擧げることが出来る。教科書に載せた梁塵秘抄からとつたものは大人の兒童觀を表現したもので、我が國の子守歌としては、次に掲げるものと共に現存せるものの最も古いものである。

梁塵秘抄 後白河天皇の御撰で、平安末期の謡ひ物を知るに貴い資料であるが、二十卷の中現存するは第二卷の一卷に過ぎない。この抄には教科書に擧げたるものゝ外尙次の歌も載つてゐる。

まるくかたつぶり、まはぬものならば、むまのこやうしのこにくゑさせん、ふみわらせてん。まことにうつくしくまうたらば、華のそのまであそばせん。

各地の子守歌

ころころ小山の小鬼は、なぜにお耳が長いの……椎の實、榧の實たべたので……

椎の實や榧の實は子供達の喜んで食べるもの、形狀が細長い。それで子供達に親しみの深い椎の實榧の實をとつて來て兎の耳に結びつけた所は、素朴純眞な子供の空想を夢の様なお伽の國に導くことであらう。

ねんねあそばせお寶や。あすはこの子の誕生日。赤飯たいて、とと焼いて、お箸はなに箸、柳箸。

ととは魚の小兒語、柳箸はお祝の意として赤飯を食べるに用ふる。柳箸に添へた赤飯に魚といつたやうな、常に變つた食膳が新奇と變化を好む子供達に喜ばれるのは云ふ迄もない。これを謡ふたこの子守歌には、たしかに子供の心に訴へる或物が潜んでゐる。

ねんねしな、鐘が鳴る。夢の浮橋とんとんゆけば……

この歌に至つては全くお伽の世界である。坊やはこの子守歌を聴きながら、楽しい龍宮の夢を見ることであらう。

ねんねおねんねおねんねよ……里の土産に何もろた、でんでん太鼓に笙の笛、起上り小法師に

犬張子。

子供の自然の生活は遊戯であり、玩具は遊戯の付き物である。子守歌に玩具の謠ひ込まれるのは尤もなことである。

ねんねんころりお休みよ……

ねんねんころりお休みの砂……

これ等は内容が物語的存在であり、お伽噺であり、稍複雑である。勿論幼い子供には正しく理會出來ないであらう。けれども理會の可能不可能は殆んど問題でない。子供等が母の背に負はれて低く優しい子守歌の調べを夢現で聞いてゐる中に、歌の解不解に拘はらず、彼等の心の裡には優しく純な謠心が培はれてゆくからである。

教科書に擧げた童謡の全文

夕やけこやけ

夕やけこやけで日が暮れて、山のお寺の鐘が鳴る。

お手手つないで皆歸らう、鳥と一緒に歸りませう。

皆の歸つた後からは、圓い大きなお月様。

小鳥が夢を見る頃は、空にはきらきら銀の星。

かあかあ鳥

かあかあ鳥が鳴いてゆく、鳥々どこへ行く、

お宮の森にお寺の屋根に、かあかあ鳥が鳴いてゆく。

*

*

*

*

*

鳥 何故鳴くの、鳥は山に

可愛い七つの子があるからよ。

可愛い可愛いと鳥は鳴くの、

可愛い可愛いと鳴くのだよ。

山の古巢へ行つてみて御覽、

圓い眼をしていゝ子だよ。

ほ、ほ、螢來い

ほ、ほ、螢來い、螢來い。

あつちの水は苦いぞ、

こつちの水はあーまいぞ、

あんどの光を一寸見て來い。

*

*

*

*

*

ほ、ほ、螢來い、螢來い。

甘い水やろ飛んで來い。

スーイスーイと飛んで來い。

ほ、ほ、螢來い、螢來い。

あんどんとほして飛んで來い。

ピカリピカリと飛んで來い。

天神様の細道

此處は何處の細道ぢや、細道ぢや。

天神様の細道ぢや、

一寸通して下さい。

御用のないもの通せません。

此の子の七ツの御祝に、

御札を納めに参ります参ります。

通りやんせ 通りやんせ、

行きはよいよい、

歸りはこわい。

大黒様と云ふ人は

大きな袋を肩にかけ、

大黒様がきかかると、

此處に因幡の白兔、

皮をむかれて赤裸。

大黒様はあわれがり、

きれいな水で身を洗ひ、

がまの穂綿にくるまれと、

よくよく教へてやりました。

大黒様の言ふ通り、

きれいな水で身を洗ひ、

がまの穂綿にくるまれば、

兎は元の白兎。

大黒様は誰だらう、

大國主の命とて、

國を開いて世の人を、

助けなされた神様よ。

六、童話

児童は自働想像が強いところから、これを應用して童話が成り立つのである。童話と廣くいふ時には、國民童話・笑話・寓話・お伽噺・神話・傳説・歴史譚・庶物物語・實話等凡そ子供の知力・情操等を啓培し、子供の心の糧となり得べきものは、總べて含まれる。狹義に於てはお伽噺・昔話の類だけを指す。現今では一般に童話といへば廣義に解するのが普通である。

七、國民童話

昔からその國に於て口口に言ひ傳へられたもので、作者は明かでない。我が國は古來童話の發達が著しく、今日の童話も多くは古代に起原を有つてゐるのであるが、今日の形をとるやうになつたのは、大抵室町末期から徳川中期へかけての事である。即ち平安朝時代の竹取物語がお伽噺風の物語の最初のもので、鎌倉・室町時代に至つてお伽草紙類を始め十訓集・古今著聞集・謡曲・狂言等は、児童の世界に多くのお伽噺風の物語を與へた。お伽草紙の物臭太郎・一寸法師等は聞き傳へ語り傳へて今日に及んでゐる。更に徳川時代の平民文學・大衆文學の發達は桃太郎・猿蟹合戦・舌切雀等の繪草紙を展開し、眞の童話としての發達を見るに至つたのである。

八、笑話

笑話は滑稽と奇智を本領とする。ユーモアの美・滑稽の美を本質とする。人生には眞面目さと共に明るさが必要であるが、由來日本人は陰鬱であると云はれる。明るさ、晴れやかさ、快活さを子供の時代から養ふことは誠に必要なことである。快活なるべき子供を徒らにセンチメンタリズムに墮せしめてはならない。この意味に於て童話としての笑話は正に子供の世界に於て重要な位置を占むべきものである。

九、寓話

生物或は無生物を捉へ、これを人格化して種々の話を組み立て、教訓になるやうな意味を持たせたものである。これの起原は古代の人が教育の目的を以て作つたものに始まる。然し何人が作つたかは大抵明かでない。多くは經典の中に比喻に使つてあつたことなどをとつて兒童に話したことより來てるやうであり、又佛教文獻の中に百喻經といふものもある。但し現在我國に行はれてゐる寓話の中には、室町末期に南蠻人によつて將來されたイソップ物語から來てるものが少なくないのである。

一〇、お伽噺

狭い意味に於ける童話は主としてこれを指すのであつて、創作童話並びに所謂昔話の類である。そして國民童話を合せて云ふのが普通である。お伽噺の目的は全く聴く者・讀む者をして詩の國・藝術の綠野に逍遙させ、以て彼等の情操の芽生へを啓き培ふにある。お伽噺の要件は、(一)寓話などよりは多少長く、主意が明かで興味の深いもの、(二)教訓を主とするものではないが、全くの娛樂のみでは教育上の意味が薄い。(三)筋が簡單でなければならぬ等である。

一一、神話・傳説

元來童話はその民族の間に行はれてゐる神話より導かれた事柄が多い。神話は太古の民族の宗教的意識と想像の産物であつて、神を中心とする説話である。故に宗教的色彩が濃厚である。傳説は神話と同じく自然に言ひ傳へられたものであるが、話中の人物の個性・時代・場所等が略ぼ確定せられ、歴史的事實と多少關係してゐるものである。日本の神話・傳説は古事記・日本書紀・風土記・萬葉集等に表れて居り、素盞鳴尊の八岐大蛇退治、彦火々出見尊の海幸・山幸の話、大國主尊の白兔の話その他浦島傳説の如き皆有名なものである。

一二、歴史譚

歴史的事實に基づく話で、英雄物語・武勇傳の如きものはこれに屬する。大江山・依藤太秀郷・渡邊綱の話などは傳説的の分子が多く、神功皇后の三韓征伐とか楠公父子の話とか、シーザー・アレキサンダーの話とかいふものは純然たる歴史譚である。

一三、庶物物語・實話

これは庶物に關する又は出來事に關する事實の話であつて、子供は年齢の長じて智力の發達するに従つて、かゝる實際の話をおむに至るものである。

一四、兒童畫・兒童劇

兒童畫・兒童劇は兒童想像力の積極的・能動的表出である。彼等の可愛らしい藝術的表現である。

(一) 兒童畫 幼兒の描畫は三・四歳頃までは無茶苦茶に線を引き廻してゐるに過ぎないが、五才頃から七・八歳に至ると、漸次物の輪廓を描いて物體を表すに至る。教科書第五十八圖を見るに五歳兒のものは漸く單なる輪廓を表したものに過ぎないが、六歳・七歳と年齢の進むに隨つて濃淡も現れ、輪廓が精密になつて來てゐる。

(二) 兒童劇 人には自然に戲曲的動作をなす本能が存してゐる。兒童は自ら英雄に扮したり、他

人の生活を眞似たりして遊ぶ。男兒ならば加藤清正になるとか東郷大將になるとかして遊び、女兒ならばお母さんとか姉さんとかに扮して種々の想像的遊戯、例へば戦争ごつことか飯事とか姉様遊びなどをして遊ぶ。即ち他人の生活を眞似し、又自分の經驗を基礎とし、想像力によつて自分の行爲の上にそれ等を構成し表現する。これが即ち劇である。兒童の遊戯の或ものは既に劇である。但し普通に云ふ兒童劇とは、これを一定の場所で一定の役割を定め、計劃的にやらせたものを云ふ。前述の如く兵隊ごつことや飯事は單なる眞似ではない。彼等の眞剣な生活であり、藝術であり、學問である。大人の芝居には嘘が多い。嘘を云ふことを「芝居をやる」と云ふ位であるが、子供の芝居には嘘がない。眞面目である。情操の涵養、生活の充實、眞の人格を作る爲に兒童劇は重要な位置を占むるものである。

備考

松村武雄氏著 童話及兒童の研究

第四節 訓練 (二時間)

取扱上の注意

第四篇 家庭教育

家庭と學校との訓練上の差別を明かにして置く必要がある。判然とした區別は勿論出來ぬが、學校に於て家庭的訓練にまで及ぶものではない。更に家族制度と家庭訓練は我が國の長所の存するところで、家持の歌を例として詳説して置いた。第一時は一四八頁の始めまでとして、以下を第二時とし、方法の活用を重く取扱ひたいと思ふ。

一、訓練の意義

訓練は躑躅といふ意味である。兒童の知識・感情及び意志を陶冶して徳性の根本を培ふことを指す。家庭は血縁に結ばれた長幼の一團であつて、平等な權利・義務の關係にある社會とは趣が違ふ。共同生活に必要な自治的精神の如きも、家庭では恩愛に狎れ易くて行はれ難い。然し家庭の人は兒童の氣質・個性がはつきり解つてゐるのであるから、彼等の圓滿な人格陶冶・自治精神の涵養などには極めて好都合であり、家庭は實に人格育成の場所として最も有力なるものと云はねばならぬ。

二、家庭と訓練

家庭が道德の搖籃であり、品性陶冶の苗床であることは既に屢々述べたので、今茲には不良な

る家庭と不良兒との關係についての統計を掲げて参考としよう。

父母の存否と犯罪少年(大正四年より七年まで)

(川越分監入監者につきて)

父母共存	五二四	兩親に死別	一〇〇
兩親に生別	三九	父生別母死別	一六
父死別母生別	五一	母死別父不明	二
母生別私生兒にして父不明	七	未詳	六
父に死別	二二一	父に生別	三二
母に死別	二一一	母に生別	六九
私生兒にして父全く不明	六		

これによつてみると千二百八十四名の中兩親の共存する者は五百二十四名で全體の半數にも達しない。而してその過半數の兩親の満足に揃つてゐない者——の中兩親共、或はその何れかに生別した者は、殆んど皆兩親の不合理なる結合の結果その兩親の下には養はれなかつた者、親の年が若か過ぎて共棲することの出來なかつた者、親の不倫等の爲情夫又は情婦を作つて兩親の共棲

しなかつた者等であり、死別の者は年が老年なりし爲、早くその片親(又は兩親)に別れた者が多い。結局、少年が兩親に生別或は死別する原因の多くは家庭の不良にある。斯かる家庭から不良兒を多く出すことがわかるのである。獨逸で調べた統計を見ても略ほ似たやうな結果を示してゐる。更に川越分監の調査を詳しく見ると次の如くである。

父母に別れし年齢(大正十年入監者調査)

年齢	父に別れたもの		母に別れたもの	
	人数	平均年齢	人数	平均年齢
一歳	1	1.0	5	2.0
三歳	2	3.0	3	4.0
五歳	2	5.0	1	6.0
七歳	1	7.0	1	8.0
九歳	1	9.0	1	10.0
十一歳	1	11.0	2	12.0
十三歳	2	13.0	4	14.0
十五歳	3	15.0	2	16.0
十七歳	1	17.0	1	16.0
合計	17	10.5	26	12.5

是等の者の家庭の状況

家庭状況	人数	平均年齢	家庭状況	人数	平均年齢
善良と認むべきもの	4	2.9	通常と認むべきもの	1	2.9
不良と認むべきもの	27	6.0	不詳	6	6.0

右の中不良と認むべき二七の内容

イ、父前科	3	1	ロ、母前科	1
ハ、父母共に前科	1	3	ニ、父兄盜癖を有す	3
ホ、父母共に怠惰	3	1	ヘ、叔母乞食	1
ト、父賭博	2	2	チ、父酒色に耽る	2
リ、父に情婦あり	3	3	ヌ、母に情夫あり	3
ル、父母家庭を顧みず	1	1	ヲ、兄弟浮浪す	1
ワ、兄酒に耽る	1	1	カ、兄賭博	1
ヨ、兄前科	1	1		

三、家族制度と家庭訓練

家族制度 家族制度に二種ある。

(一) 個別家族制度——夫婦及びその保護を要する子女より成れる家族、現時歐米の家族制度はこ

れである。

(二)綜合家族制度——一の血族團體が家長によつて統率せらるゝもの、家長が現在の家族を統率するのみならず、その祖先より子孫に至る血族の繼續的觀念を含むものである。我が國の家族制度がこれである。

右の中後者が理想的家族制度である。何となれば、無形の血族の繼續としての家の觀念は祖先と子孫とを結合し、祖先は子孫の繁榮幸福を圖り、子孫は祖先の遺志遺業を繼承して、更に善良な現在の家を構成したものである。子孫に對して一家の責任者として、祖先崇拜と子孫の存續發展とが一貫した意味に於て完ふされることが出来る。故に綜合家族制度に於ける家族精神は祖先と家系の尊重がその骨子をなすのである。而して又我が國民道德の大本たる忠孝一本の大義は家族的精神に淵源するものである。それ故、家族的精神と國民精神の涵養の爲に家庭訓練は實に重大な任務を有つてゐるものである。

昭和三年十一月十日今上天皇陛下御即位の大禮を擧げさせられたる當日下し賜ふた勅語にも
皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ

と仰せ給ふた。聖旨宏遠、洵に畏き極みである。

大伴家持(——皇紀一四四五年) 旅人の子、鎮守府將軍として陸奥に下り、桓武天皇延暦四年任地に薨す。彼れの歌は尙武忠誠の意氣が凛々しく現れてゐて、一讀懦夫を立たしむるものがある。教科書に擧げた歌は萬葉集卷第二十、下よりとつた。

論、族歌一首并短歌

比左加多能。安麻能刀比良伎。多加知保乃。多氣爾阿毛理之。須賣呂伎能。可未能御代欲利。波自由美乎。多爾藝利母多之。麻可胡也乎。多波左美蘇倍豆。於保久米能。麻須良多祁乎乎。佐吉爾多豆。由伎登利於保世。山河乎。伊波爾左久美豆。布美等保利。久爾麻藝之都都。知波夜夫流。神乎許等牟氣。麻都呂倍奴。比等乎母夜波之。波吉伎欲米。都可倍麻都里豆。安吉都之萬。夜萬登能久爾乃。可之婆良能。宇彌備乃宮爾。美也婆之良。布刀之利多豆氏。安米能之多。之良志賣之祀流。須賣呂伎能。安麻能日繼等。都藝豆久流。伎美能御代御代。加久佐波奴。安加吉許已呂乎。須賣良弊爾。伎波米都久之豆。都加倍久流。於夜能都可佐等。許等太豆氏。佐豆氣多麻徹流。宇美乃古能。伊也都藝都岐爾。美流比等乃。可多里都藝豆氏。伎久比等能。

可我見爾世武乎。安多良之伎。吉用伎曾乃名會。於煩呂加爾。已許呂於母比豆。牟奈許等母。於夜乃名多都奈。大伴乃。宇治等名爾於敵流。麻須良乎能等母。

久方の、天の戸開き、高千穂の、嶽に天降りし、皇祖の、神の御代より、楯弓を、手握り持たし、眞鹿兒矢を、手挟み添へて、大久米の、益荒猛男を、先に立て、靱取り負けせ、山河を、岩根さくみて、踏み通り、國まぎしつゝ、千早振る、神の言向け、まつるへぬ、人をもはやし、掃き清め、仕へ奉りて秋津洲、大和の國の、榎原の、畝火の宮に、宮柱、太知り立て、天の下、知らし召しける、皇祖の、天の日繼と繼ぎてくる、君の御代御代、隠さばぬ、赤き心を、皇邊に、極め盡して、仕へ來る、祖先の官と事立て、授け給へる、生の子の、彌繼々に、見る人の、語り繼ぎて、聞く人の、鑑にせむを、惜しき、清きその名ぞ、おほろかに、心思ひて、虚言も、祖先の名斷つな、大伴の、氏と名に負へる、丈夫の伴。

之奇志麻乃。夜末等能久爾爾。安伎良氣伎。名爾於布等毛能乎。已許呂都刀米與。數局の、日本の國に、明けき名に負ふ伴の緒、心勤めよ。

都流藝多知。伊與餘刀具倍之。伊爾之敵由。佐夜氣久於比豆。伎爾之曾乃名會。

劔太刀、愈々研ぐべし。古ゆ、さやく負ひて、來にしその名ぞ。

右縁淡海眞人三船讒言。出雲守大伴古慈悲宿禰解任。是以家持作此歌也。

皇祖——天孫を指す。楯弓は楯の木にて作りたる弓。眞鹿兒矢——鹿などを射るに用ひし弓、國まぎ

しつゝ——國を求めつゝ、言向む——歸服せしめ、皇邊——天皇の御身のほとり、事立て——事更に平常ならぬ異なる事をするを云ふ。生の子——子々孫々、虚言も云云は假り初めの事にも祖先の名を穢さぬやうにとの意、劔太刀云々は愈々精神を研いて忠勤をばげめと云ふ意である。

一族の大伴古慈悲宿禰が讒言によつて任を解かれた時に當つて、家持が益々忠勤を勵んで祖先の名を穢さぬ様、家名を穢めぬ様にと一族の者を諭した歌である。祖先尊崇・家系尊重の家族的精神、忠君と愛家の一致の思想は實に我が國太古よりの精神で、國民性としての深き根強さを有つてゐるのである。

四、兒童訓練に對する家庭生活の長短

長所

- 一、親子兄弟の愛情。この愛情は最も自然のもので、且最も深厚に兒童を抱擁するものであるから、兒童人格の萌芽がこの愛情の裡に培養されることは論ずる迄もない。
- 二、父母は兒童心身の状態を最もよく知悉し、その要求を最もよく充足することである。如何なる立派な教師も父母以上に子供のよい理會者であり、よい保護者であり、よい教育者であるこ

とは出来ない。殊に幼時期に於ては、

三、家庭の秩序は社會生活の基礎を作ること。家長を中心として祖父母、兄弟姉妹が互に長短相助け、力を協せ、互に輯睦し、その間に従順・信賴・秩序・協同等の諸徳を完ふすることは、これ社會生活の縮圖であり、團體生活の基礎である。

短所

一、親子兄弟の愛情に溺れて、依賴的精神を助長し、剛健敢爲の風を養ひ難いこと。

二、家族の範圍が狭少である爲、公共的精神を養ふに十分でないこと。等。

上述の如くであるから父兄たる者は深くこれ等の點に留意し、益々その特長を發揮すると同時に努めてその短所を補はなければならない。

五、訓練の方法

(一) 示範 訓練内容を具體的に表示するから、最も兒童の心を動かし易く、且その感情を陶冶することも甚だ深い。而して示範の本領は人格の發露にあり人格的感化にあらねばならぬ。

(二) 命令・禁止 命令は積極的に行爲を促す場合、禁止は積極的に行爲を止めさせる場合である。何れも他律的に規範に服従させるものであるから常に用ひるべきものでなく、唯だ兒童が爲すべきことを爲さざる場合若くは爲すべからざることを爲せる場合にのみこれを適用すべきである。随つて兒童の發達に應じ漸次これを節減し、成るべく自發行爲を促す途に移るべきである。

(三) 訓諭 訓諭が命令・禁止と異なるところはその強迫的でない點にあつて、然かもその教育的意義及び價値に於ては殆んど比較にならない程も大きいものである。故に兒童の發達に伴ひ、成るべく早くから命令・禁止はその位置を訓諭に譲るべきである。そして訓諭の本質は必ずしも説得を遂げるのではなく、實に兒童の發意を促す點にある。随つて彼等をして自らその修爲實行の工夫を積ませることがその企圖でなければならない。

(四) 懲罰 懲罰を用ひずして訓練が行はれるのが理想である。唯だ他の方法によつて効力を奏しない場合の最後の手段なのである。懲罰の精神に關しては沿革的に種々の見解がある。即ち或は報復の意味に於て、或は贖罪の趣旨を以て、或は威嚇の目的を以て課せられたこともあるが、今日に於ては矯正の趣旨が特に發揮されてゐるので、これは當然のことである。随つてその考察

も行爲の結果よりは寧ろその動機に重きを置き、而かも非行の防止よりは品性の根本的改善を主とすべきである。

(五) 褒賞 褒賞と懲罰とは表裏の關係を有するけれども、その目的とする所は共に兒童品性の進歩發達に外ならない。随つて褒賞に於ても行爲の結果よりは寧ろその動機に重きを置くべく、又總じて行動よりは品性の根本的啓培を主とすべきこと懲罰に於けると異なる所はない。

（一） 園舎 園舎は、園児の生活の中心となるべきものである。園舎の設備は、園児の生活の便利を第一とし、園児の生活の中心となるべきものである。園舎の設備は、園児の生活の便利を第一とし、園児の生活の中心となるべきである。

第五篇 幼稚園教育 (二時間)

取扱上の注意

(一) 第五篇は全部で二時間に配當した。第一時は第一章・第二章、第二時は第三章とし、施設は簡單に取扱つて、保育の項目に重きを置きたいと思ふ。特に幼兒の全生活である遊戯に對しては、將來母たるべき生徒には十二分の領會を得しめたい。

第一章 幼稚園及び託兒所

一、幼稚園の意義

學齡以前の兒童を收容し、その心身の自然的發展を圖るを以て目的とする所のものである。幼稚園は小學校でないのは固より、小學校の豫備校でもない。家庭と學校との中間に位すべき

一種特別の教育場であつて、家庭に代つて幼児の教育をする所である。幼稚園教育を以て學校教育の一部と見做すならばそれは大なる誤りである。故にその教育は學校的でなく家庭的であり、その教育者は教師風でなく慈母の如くでなければならぬ。幼稚園教育を特に保育と云ひ、その教師を保姆と云ふ理由は茲に存するのである。

フレーベル(一七八二年—一八五三年)は獨逸著名の教育家にして幼稚園の創設者である。彼れはイエーナ大學の學生であつた時代から、當時哲學上の一大傾向であつた唯心論、特にシエリンの說に傾き、宇宙萬有を以て或精神的統一原理(即ち神)の發現なりと見、人生の目的を以てこの原理を意識的に發展し實現するにあると考へた。彼はこの哲學的見解を教育に應用し、教育は(一)人類に本有する神性を發展せしむるのが目的である。(二)その發展は自己活動によつて行はれる。(三)この發展は自己と同類のものとの交際によりて成立つ。(四)特に幼年時代の教育は兒童の自己活動の發現たる遊戯を以て中心としなければならぬとし、この主張の下に一八三七年始めて幼稚園をフランクフルヒに創設した。幼稚園はフレーベルの死後大凡二十年間に於て殆んど世界各國に擴まつた。

モンテソリー女史(一八七〇年誕生)は、伊太利ローマ大學精神病學の助手であつた當時から低能兒教育に興味を感じ、種々の研究考案を應用して低能兒の實際教育に従事した。その結果は頗る良好であつたので、女史は低能兒に用ひて有効な方法は正常兒に對しても有効であらうとの確信を抱き、貧民の子女を集めて、一の教育所を設け、之を「兒童の家」と名付け、自己の所信を實行するに至つた。女史の幼稚園兒教育法はモンテソリー法と稱せられ、その特色は極端な自由教育と系統ある感覺機關の練習を主とした。

二、託兒所の意義

託兒所は幼稚園の一種と見るべきもので、都會地・殊に製造工業の盛なる地方に於て市役所・公共團體・資本家等が慈善的に設立したものが多く、保育所・育兒所等種々の名稱を以て呼ばれてゐる。社會の生活が日に劇甚を加へるに隨つて、職業若くは貧困の爲に自ら子女を教養する餘裕の乏しい者が、子女を茲に託して勞働に赴き、歸宅の際立寄つて連れ歸るのである。

三、簡易幼稚園

又田園農村の地方では、農繁期の候のみ、寺院又は學校又は鎮守の拜殿等に晝間だけ幼兒を集

め、保姆或は篤志の婦人等に託し、父母兄弟は田畑に赴く組織を講じてゐるのが近年次第に殖えて來た。これを簡易幼稚園といふのである。

第二章 保育の任務

一、保育の意義

保育の目的は幼稚園令第一條に示されたる如く、心身の健全なる發達を圖ること、善良な性情を養ふこと、家庭教育の補助たることの三點にある。今これを説明しやう。

(一) 心身の健全な發達の企圖 幼兒の心身はこれを保護・養育して健全に發達させなければならぬ。幼兒はその體格がまだ定まらず、筋肉・神経の抵抗力も猶弱く、而かもその心身の自然の成長は極めて旺盛であるから、常にこれを保護することが肝要である。随つて幼稚園では學校の様に規則正しい學習によつて知識・技能を修得させるべきでなく、寧ろ幼兒の自然の活動を誘導して、心身の自由な發達を遂げさせることを要する。これが爲めは、その境遇を整理して、自ら

感覺と運動とを適當に練磨すべきものを供へると同時に、これを妨げるものを取除くべきである。

(二) 善良な性情の養成 幼兒の心情及行動に注意し、これを誘掖して善良な性情を養はねばならぬ。然し、幼兒の生活は猶衝動的で感覺的刺激に支配され易く、且動搖不定であるから、學校のやうな訓練を施すべきではない。寧ろ良好な環境と親切溫和な待遇と善良有益な示範とによつて、自然と善良な性情を養成すべきである。幼兒の薰陶には心情及び行儀を正しくさせることは必要であるけれども、概して自由の活動を妨げたり、個性の暢發を抑壓したりしてはならない。

(三) 家庭教育の補助 元來學齡未滿兒の教養は家庭に於て父母の手に行はれるものであるけれども、家庭には種々の關係上、幼兒教養の途を十分に盡し難い事情のあるものが少なくない。幼稚園はこれが補助機關として設けられたものであるから、幼稚園の施設は成るべく家庭に近いものとし、保姆は慈母の心で幼兒を誘導し、そしてこの意義を十分に發揮すべきである。

二、幼稚園令

幼稚園に關する規定は從來小學校令施行規則中に定められてゐたが、大正十五年四月二十二日

勅令を以て幼稚園令が公布され、同日幼稚園令施行規則が文部省令を以て定められることになつた。

第三章 保育の方法

第一節 保育上の設備

一、遊園

幼稚園令施行規則十九條に「遊園は幼児一人ニ付ナルベク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト」と定められてあるが、事情の評す限り廣濶なのがよい。そして園の設計は成るべく自然地理的要素を具備せしむべく、それには教科書に述べたる如く、花壇・砂場・家畜の飼養場を設くるの外小丘・浅池等を造るもよく、且樹木、殊に花樹・果樹等を栽培することが必要である。

二、保育室 遊戯室

保育室の大きさは規定によれば幼児五人につき一坪より小ならざることとあるが、これも大なる方がよい。殊に遊戯室の如きは十分なる大きさを必要とする。

保育室や遊戯室は教室風を廢して家庭風にすると思ふことは幼稚園の本質上、さうなければならぬ。けれども全然日本風座敷風にすると云ふことは考ふべき問題である。子供の洋装が流行し、一般家屋の和洋折衷化の傾向にある今日、幼稚園も純然たる日本の座敷風にすることは出来ない。殊に兒童に座位のみをとらしむることは衛生上からも避けなければならぬ。それで幼稚園の保育室・遊戯室は和風を主とし、適宜机・椅子式の洋風を加味するのが適當であると思はれる。

第二節 保育の項目

保育の項目は遊戯・唱歌・觀察・談話・手技等である。何れも幼兒心身の要求に應じて、適宜これを運用すべきである。

(一) 遊戯(第三篇第四章第二節及第四篇第三章第三節參照)
 遊戯は幼兒の最も好む所で、然かも頗る心身の發育に適するものであるから、保育の最も重要な事項である。

遊戯の種類 第二篇 保育の原則

隨意遊戯

○ 模擬遊戯 社會生活・職業生活の情況を模擬するもの。
 ○ 園藝 砂場・花壇等に於てする。
 ○ 採集 花・葉・果實を採り、小石・白砂を拾ふなど。
 ○ 玩具遊戯 砂掘・銃劍・追羽根・お手玉、その他の玩具を用ふるもの。
 ○ 器械遊戯 繩懸・繩飛び・綱引き等。
 ○ 共同遊戯 歌曲を伴ふ行進遊戯。
 ○ 二動作を附する律動遊戯・表情運動。

簡易な競走、模擬運動等。

遊戯の醇化 遊戯の指導に就て最も大切なるは、その醇化である。醇化には三つの重要な方面がある。その一は遊戯の知的醇化、即ち科學化である。實に音調・色調・初步の自然法・生物界等兒童は初めその生活の内容・本分・或は經驗の範圍などは皆遊戯によりて理會するもので、これによつて幼兒はその經驗統整の純正の萌芽を養ふことが出来る。第二は遊戯の意的醇化即ち道德化である。諸種の模擬遊戯・採集その他砂掘・追羽根等の遊戯に於て、秩序・整頓・自律・忍耐等、又共同遊戯に於て社會的秩序・相互扶助・協同・服従等の良習慣が養はれるもので、遊戯の意的醇化は實に兒童の道德的品性の基礎を養ふ上に特に大切な位置を占める。第三は遊戯の情的醇化即ち藝術化であつて、兒童の心情を純美快活ならせる爲には缺くべからざる著眼點である。自然に親しむ隨意遊戯や行進遊戯・律動遊戯・表情遊戯等は兒童の心情を純美・優雅・快活ならしむる爲には絶好の機會である。

遊戯上の注意(第四篇第三章第三節參照)

一、遊戯の材料は一般民間に行はれるものを探つてよいが、中には保育の目的に添はないもの

があるからその選擇には注意を要する。

二、遊戯の本質は自由活動にあるが、共同遊戯はその方法が宜しきを得ないと、不自然に流れて興味を殺ぎ、遊戯の本質を没却するものであるから特に指導上の注意を要する。

三、總じて自分で使用した遊具は成るべく自分で始末させるがよい。茲にも彼等幼兒の良習慣を養ふ機會が存するのである。

(二) 唱歌

幼兒が歌謡を悦ぶ心は既に母に抱かれて、低く優しい子守歌の調を聞いた頃から植付けられ、漸次自ら歌ひ手となることは前に述べたが、幼稚園に入る頃は丁度歌ふことを好むに至る時期である。唱歌は幼兒の感官・發聲器及び呼吸器を練習させ、その心情を快活純美ならせ、兼ねて徳性の涵養に資益することが大きい。

唱歌に於ける表情に就て

近時の唱歌教授の改良家は「歌詞に含まれたる感情の表出」を以て一切の唱歌教授の中心となし、兒童をして自覺しつゝ、歌詞を表情的に歌ふに至らしめることに、最も力を用ひつゝある。唱歌は

單に機械的・模倣的に歌はせるばかりでなく詩的・想像的に唱歌の中に没入して歌はせなければならぬ。幼兒は、歌詞や歌曲が彼等の理會し得るもので彼等の趣味・慾求に合致する時は、その唱歌によく感情を表出し、且表情運動をするものである。姿勢の端正をのみ重んじてこれを禁遏するのはよくない。寧ろこの自然の傾向は満足させるがよいのである。

(三) 觀察

特に注意を以てなされたる知覺を觀察といふ。その中外界の事物に對してそれをなせる場合を直觀といふ。コメニウスは「知識は感覺に始るを以て、先づ事物を示して眞實なる直觀を得しむべきである」と言つた。實に感覺は知識の門戸であり、直觀は知識の第一歩であり、而かもその根底である。幼兒の知識取得の指導は直觀を主とすべきである。(第二篇第二章、第二節參照)

ポアンカレ(一八五四年—一八八六年)はフランスの數學物理學者且つ哲學者である。彼は數學物理學者として偉大なる名を馳せたのみでなく、又批評哲學を體した哲學者として科學認識に鋭い批評を加へてゐる。「科學と臆說」「科學の價值」「科學の方法」等の名著がある。

(四) 談話

談話は幼兒の徳性を涵養し趣味を啓培し、知見を豊かにするもので、幼兒はこれを聴くを悦ぶのみならず、又自らこれをなすことを好むものである。随つて彼等の言語を練習する効も大きい。

談話の材料 童話・笑話・寓話・お伽噺・神話・傳説・歴史物語・庶物物語・實話等があり、それ等の價值にも亦それ／＼特色がある。(第四篇第三章參照)

談話の方法 談話の方法はその材料と幼兒の年齢に應じて斟酌を要するが、大體に於て平易な用語、溫和な態度を以て自然に且明快に説話すべきである。談話の本領は幼兒をして話中に没入せしめ、自ら心の直觀を得しめ、その心情を薰陶啓培するにあるのだから、徒らなる、分析批判や、教訓の抽出を戒むべきことは教科書に述べた通りで、これは最も大切な注意である。

(五) 手技

手技の目的は手と眼とを練習して心身の發育に役立たせ、幼兒の活動性を満足させて、その自然の經驗を積ませるにある。

フレイベルの恩物(本篇第一章參照)

フレイベルは宇宙萬有を以て神的生命の發現となし、人は自然の研究によつて神を知ることを

得るとした。然るに自然界の現象は頗る複雑なものであるから、幼兒教育の爲には、これを簡單に象徴し、この象徴から延いて自然及び神の認識に達せしめなければならぬ。教育上恩物の必要なる所以がこゝにある。幼兒は、恩物によつて單に感覺器官を練習し創造的にして、且自由なる自己活動をなすのみならず、又實に宇宙の理法を悟り、神の認識に達することを得るものであるとした。かくフレイベルに於ては、恩物の意義は神秘的性質を有するものであるが、現今ではこの象徴主義を採ることなく、單に心理的に兒童の自己活動を促し、その活動性を満足せしめ、精神及び身體の發達に資するものとしてこれを採用するのである。

モンテソリーの遊具(本篇第一章參照)

モンテソリーは感覺の練習を以て一切の精神的發達の唯一の基礎として、心理的意味から感官練習の爲に種々の遊具を考案したのである。

恩物及遊具の活用 恩物及び遊具の中には多少抽象的に偏したものもあり、又これを用ふるには必ずしも一定の順序によるを要しない。他方生活の實際上に存する各種の作業中には、取つて以て幼兒の手技に供すべきものも少なくない。それ故に保姆は必ずしも、これ等の恩物・遊具に

拘泥することなく、廣く實際社會に行はれる各種の作業並びに材料によつて簡易適切なものを考案し、趣味と變化に富んだ方法によつて便宜幼兒の手技とすることが必要である。

善をするもの須らくその道に馴致せしむべし。蓋し積習して已ますんば必ずその功を成して自然の如し。然らば則ち善をなすもの馴致の功貴ぶべし。惡をなすも亦馴致のみ。(貝原益軒)

人の性は幼、壯、老の三時に順ひ教誡あることなれば、幼少の君へは先づ幼少の時につれて習慣を熟させ申すべきことなり。(細井平洲)

第六篇 學校教育

第一章 小學校教育の目的 (三十分)

取扱上の注意

本章に於ては小學校教育の目的をはつきりと領會せしめなければならぬ。この點は第一篇第四章に於て既に述べた所ではあるが、國民教育の發展は彼等將來の自覺に俟つことが甚だ多いのであるから、特に重言する所以である。

一、學齡と就學

學齡とは兒童が始めて小學校の教育を受くるに堪ふる程度に達したと認むる時期から、小學校の教育を終るべき時期に至る迄の期間であつて、我國では六歳から十四歳に至る迄を云ふ。然し理論のみでこれを決定することは困難である。各國多くは經驗と習慣とによつて滿六歳又北歐諸

國は七歳を以て學齡の始期と定めてゐるけれども、英國のスコットランドの如きは滿五歳からである。

義務教育 國家が自存發達の必要上、國民をして、その兒童に國家が要求する程度の教育を強いて受けさせることをいふ。現今世界の文明國は大抵義務教育の制度を採用してゐる。我國では明治五年學制頒布以來既にこの方針をとり、同二十三年からは教育の義務を以て納税・兵役の義務と共に國民必須の公法上の義務となつた。即ち學齡兒童を就學させて尋常小學校の課程を修了せしむることは父兄の義務である。

義務教育年限 我が國に於ては明治十二年、小學教育を少なくとも十六ヶ月間受くべきことと定めて以來漸次三年四年と延長し、明治四十年より六年に延長して現今に至つてゐる。然し近くこれを八ヶ年に延長せんとする議がある。外國に於ては英(九ヶ年)スコットランド(十ヶ年)アイランド(八ヶ年)獨、瑞西、澳(各八ヶ年)佛、芬、丁、諾、瑞典(七ヶ年)であつて和蘭、ハンガリ等が六ヶ年である。アイスランド(四ヶ年)伊國(三ヶ年)等各國何れも區々である。出席の如きも米國の一例を掲げれば一ヶ年間義務出席日數は六十日以上百四十日を最高として法定の授業月

數は最低三ヶ月から九ヶ月迄である。然し我國とは違つて父兄が缺席せしめたり、雇主が通學せしめない時は二十弗乃至五十弗の罰金が課せられることになつてゐるがこれは各州に於て決して一様ではない。

二、小學校教育の要旨

小學校令第一條は我國小學校教育の方針を示したものであつて、その要旨は教科書に述べたる如く三項に要約することが出来る。元來人間の活動は知・徳・體の三方面から観ることが出来るから、教育の作用もこの三方面から観て知育・徳育・體育の三種となすことが出来る。而して知育は知能の練磨、知的・技的文化の傳達・擴充を目的とし、徳育は情・意の陶冶、人格の完成を目的とし、體育は健康の獲得・増進を目的とする。我が小學校令第一條の本旨は、明かにこれ等三方面の教養を指示せるものである。尙徳徳は一般の人としての道德と國民としての道德とに分けてこれを考へることが出来る。殊に兒童は將來我國民として、國家を隆盛ならしめ、祖國特有の文化を發展せしめなければならぬ責任を有つものであるから、國民として確乎たる思想・感情・意志を具へしめ、國家の進歩・發達に貢献すべき忠良なる國民たる基礎を養成することは、特に必要で

ある。小學校令に於て國民教育の基礎を養ふべきことを特に明示してあるのはこの故である。

第二章 學校に於ける養護 (一時間)

取扱上の注意

本章は第二篇兒童の身體、第三篇第六章作業・能率及び疲勞、第四篇第三章、家庭教育の方法中の養護その他を参照のこと。本章教授に當つて右各章と聯絡せしむるがよいと思ふ。

一、保護と鍛鍊

(一) 養護の二方面 養護には消極的、積極的の二方面がある。積極的方面は生理衛生の教ふる理法によつて身體の發達と機能の活動とを保護する方面

積極的方面は生理衛生上害なき限り、進んで身體を鍛鍊する方面

(二) 保護の必要 兒童の身體は成長の過程にあつてその發育は一日も凝滞することなく、而かも外部の障礙に對する抵抗力に至つては尙微弱なものである。それ故兒童身體の生育を助成し、又これを阻害するものを除き、以てその自然の發育を護らなければならぬ。殊に兒童が家庭にある間は自然の要求に隨つて食ひ、飲み、活動し、休憩して、無意識的にその健康を増進し、その體軀を發達せしめてゐるものが、一旦學校に入るに及んでは、兒童は舉動・場所・時間等に制限を受け、厳格な規律の下に置かるゝが故に、幼弱なる彼等の身體は、この變化に逢遇してこれに完全に抵抗することの出來ぬ場合が多い。故に彼等に對しては特に保護が必要なのである。

(三) 鍛鍊の必要 けれども消極的な保護ばかりでは到底強健な身體は作られない。教科書にも述べた如く、兒童の身體は學齡期間に於て著しく發達して學齡の後期に於ては可成りの抵抗に堪へ得るに至るものであるから、それに應じて適當な鍛鍊を加へることが必要である。この鍛鍊を以て教育の主義としたものに、かの西洋古代希臘のスパルタがある。將來劇甚な生存競争に堪へ國家に貢獻することの出來る強壯剛健な國民を養成するには幼時より適宜の鍛鍊を必要とする。

けれども未だ完全に成熟しない兒童にとつては餘りに過重なる鍛鍊は却つてその身體を傷けることとなる。要は兒童の自然の發育に應じて適宜の鍛鍊を加へることにある。

要するに保護と鍛鍊とは兩つながら必要なもので、小學校に於ては幼年級では保護を主とし、漸次發育に應じて適宜に十分なる鍛鍊を施すべきである。

二、學校衛生

(一) 意義 學校衛生は保護と鍛鍊の兩要求に合致せしむべく、消極的には身體の發育に障害を與へる原因を除去して、その危險を豫防し、積極的には身體を鍛鍊して、その發育を助長して、健康を増進させなければならぬ。そして一般當面の實際問題としては設備上・教授上・運動上の三方面に注意しなければならない。

(二) 設備上の衛生

校地 高燥な土地で風致に富み、空氣の流通、日光、排水等の佳良な所たるべく、特に用水即ち飲料水及び雜用水の質と量に就ては最も注意を要する。

校舎 校地内に於ける配置、校舎の構造、例へば牀・窓及び天井の高さ、教室の構造、講堂の

廣さ、便所の設備等すべて衛生上の要件に合しななければならない。

校具 生徒用机・腰掛の大きさ、黑板の高さ及び塗料等は衛生上から特に注意を要する。

教室の通風・採光 (空氣と日光に就ては第四篇第三章第一節參照) 教室の通風・採光は校舎建築の際、教室の大きさ、窓の大きさを適宜にすべきである。暖室の設備は火鉢を用ふる場合には、炭は烈火になつたものを入れて炭酸瓦斯の發生を防ぎ、暖爐を用ふる場合には、その上に水槽を置いて空氣の乾燥を防ぐ等の注意が要る。尙室内の溫度は華氏六十度を最適とする。

清潔法 日常清潔法・定期清潔法・臨時清潔法等の清潔法に就ては、大正十五年十二月文部省訓令第二十六號に據るべきである。

(三) 教授上の衛生

學習時間と休憩時間 學習時間と疲勞 學習と休憩時間の分量は疲勞及びその恢復に密接の關係を有し、又午前は心身の氣力が盛んで然も疲勞が少なく、午後は氣力稍々衰へて且疲勞し易いのが一般の状態である。故に教授時限を重ねるに隨つて休憩時間を増す法を取り、年齢の高下に應じてそれを斟酌するがよい。例へば我國の如く小學校より大學まで四十五分授業を本體として

實施してゐるのは考ふべき餘地が十分あると思ふ。

①姿勢 姿勢が正しくないと背柱彎曲症に罹つたり、或は兩肩の水平均齊を失つたりする結果、胸部、腹部が壓迫されて呼吸・循環の作用を妨げ、延いて内臓諸器官の機能を害する。それ故に小學校では、學習時の姿勢には特に甚大の注意を拂はなければならぬ。

兒童の座席 教室内に於ける兒童の坐席は身長の高いものを左右に配し、順次中央に至るに随つて身長の高い者を置くのがよい。そして耳及び眼に故障のある者等は適宜斟酌を加へる様にし、又一年に數回前後左右の交代を行ふのがよい。

文字の大きさ 教科用書の文字の大きさは文部省に於てその標準を定められ、現行教科書は皆これに準據してゐる。謄寫物・印刷物を用ふる場合にもその文字の大きさには注意を加へ、その他兒童の筆記文字も小に過ぎざるやうにし、教師の黒板に書く文字も成るべく大にすべきである。

(四) **運動上の衛生** 一般運動に就いては年齢に適應すること、性別の斟酌をすること、體質に就て考慮すること等は特に留意しなければならない。

服装 (第四篇第二章第二節の中衣服の項參照) 服装が體育上・衛生上の要求に應ずるものでな

ければならぬのは云ふ迄もない。衣服の構造のみでなく、衣服の着け方が運動の自由を妨げず且衛生的でなければならぬ。尙薄着には幼兒の頃から馴れさせるがよい。この點で次の句は興味あるものである。

竹の子を眞似て人の子弱くなり。

體操 體操や遊戯は學校に於ける體操科の中心をなす。體操は身體の均齊な發達を助け、遊戯は興味と自由の裡に身體をのびのびと生育させることを特徴とする。尙遊戯に就ては第三篇第四章第二節及び第五篇第三章第三節參照のこと。

遠足 遠足は心情の快活と見聞の開弘とを目的とするもので、同時に身體の鍛練ともなる。殊に強行遠足は身體の鍛練・氣力の練磨を目的とする。

登山 登山は心情の快活、氣宇の擴大を感じさせると共に、その身體上に及ぼす影響も亦甚だ大きい。

水泳・スケート・スキー 水泳・スケート・スキーは夏期・冬期の運動として、低學年を除いては推奨すべきである。これ等は兒童の年齢・性別・健否によつて斟酌を加へ、殊に登山・水泳・スキ

一等は往々危険を伴ふことがあるから、特に注意すべきである。

三、學校に於ける疾病並に治療

(一) 學校病

脊柱彎曲症 その素因は筋肉の薄弱にあるけれども、その誘因に至つては不良の姿勢であつて机・腰掛の不適當がこれに重大な關係を有つことは前述した。故にかゝる因由を除去してこれを豫防し、又その發生し始めたときは早く矯正に努めるがよい。

眼疾 眼疾中最も多きはトラホームである。(性質及び豫防法第二篇第三章參照) 豫防に注意するは勿論、患者に對しては初期に根治させるやう、校内治療を行ひ、又その撲滅を期する爲には家庭と協力すべきである。

近視眼 これが原因は採光の不十分、姿勢の不端正、文字の過小等に基くことが多いから、かゝる誘因の除去には十分注意すべきである。

頭痛 換氣の不十分、溫度の過高、精神の過勞、睡眠の不足等により、又諸他の疾病の兆候として現れるものであるから、何れもその原因を除去することによつて救治される。

消化不良 第二篇第三章參照のこと。

呼吸器病 肺結核等に就きては第二篇第三章參照のこと。

神經衰弱 これは兒童にも少なくない。その基因は不規則な學習、精神の過勞にあるのだから教師は常に注意して斯かる因由を避けなければならぬ。

(二) **學校に於ける傳染病の豫防** 傳染病豫防法に就ては文部省は曩に學校傳染病豫防規程を定め、大正十三年九月にそれを改正した。學校は必ずこれを實行しなければならない。規程の要項は教科書に述べて置いた。

尙傳染病に就いては第二篇第三章に詳説しておいたから參照のこと。

三、身體検査

身體検査の必要に就ては教科書に述べた。尙兒童身體發達の狀況を明かにすることは唯だその教育期間に於て必要であるだけではない。國民體格の如何は實に國運の盛衰に至大の關係を有するものであるから、文部省では大正九年に學生生徒兒童身體検査規程を定めて、全國劃一の方法で検査を行ひ、身體検査表に記入させ又これを統計し、毎年文部省年報に登載してその狀況を公

に示してゐる。尙ほ七十一・二頁に掲げた二表は本年十月文部省が発表したもので、かゝる長期に亘つての調査は他の何れの國にもまだ出來てゐないものである。

四、學齡兒童の時間表 瑞典の學校衛生學者アクセル・ケイの調査したものである。

五、養護の特別施設

林間學校 病弱兒童を集めてこれに適當の教育を施し、且健康の恢復を目的とする特殊の學校で、一九〇四年に獨逸柏林市の郊外シャルロツテンブルヒに設けられたものを以て嚆矢とする。

春夏の候病弱兒を茲に集め、雨天の外は林間で教授するを常とする所からこの名がある。教室と運動場と療養所との三者を兼ね備ふる一種の施設であつて、一、新鮮の空氣、二、充分なる食物、三、軽減せる課業の三者を以て教育上の原則とし、獨逸の他の都市を始め、英國・米國・佛國・澳國その他多くの國に續々開設されて、それ／＼良好の成績を擧げてゐる。

戶外學校・夏期聚落・船上學校・天幕學校 これ等も林間學校とその趣旨を同じくし、只施設の場所・方法等を多少異にするに過ぎない。

尙最近に於ては林間學校等に於て、病弱兒童でなく、一般健康兒を收容するものも出來、是又

良好の成績を擧げつゝある。

第三章 教授

第一節 教授の任務 (一時間)

取扱上の注意

教授といふ事柄の趣意を領會させればそれでよいのであつて、教授學上の込み入つた問題にまで立入る必要はない。教授上の主義に就ても後章に至つて多少觸れるから、茲には述べらるに及ばない。たゞ教授の任務を一般的に理會させるのが主眼であるから表に纏めて説くのが比較的有効である。

一、教授の意義

教授は第一篇に述べたるが如き教育の目的を達せんが爲の重要な方法の一つである。教授の目的は主として兒童に知識・技能を傳達し、その心意の働きを開發練磨するにあるが、その究極の目的に達する爲には、自己の良心に忠順ならんとする意志、これに伴ふ純眞なる感情の陶冶を豫想しなければならぬ。故に教授は單に知識・技能を傳達することのみを以てその任務の全部とするものではなく、科學・道德・藝術の世界に亘る各方面の文化財を提供し、認識・感情・意志の三方面に互つて兒童の心身を陶冶し、以て教育の目的たる人格の育成を完ふするにある。

二、兒童の經驗と教授

人は家庭や社會を通じて、その心身の發達に與つて力ある諸種の影響感化を受ける。これ等をすべて廣義の教育とすることは前に述べた。而して廣義の教育は一定の確然たる目的を有してゐるものでなく、隨つてその吾人に及ぼす影響も雜然として秩序統一がない。故に兒童をこれ等の諸影響の下に放任して置いたのでは、彼等に有効確實な文化財を得させ、人格の完全なる育成を望むことは出来ない。そこで一定の目的の下に有爲的・具案的に一定の期間を通じて彼等を指導

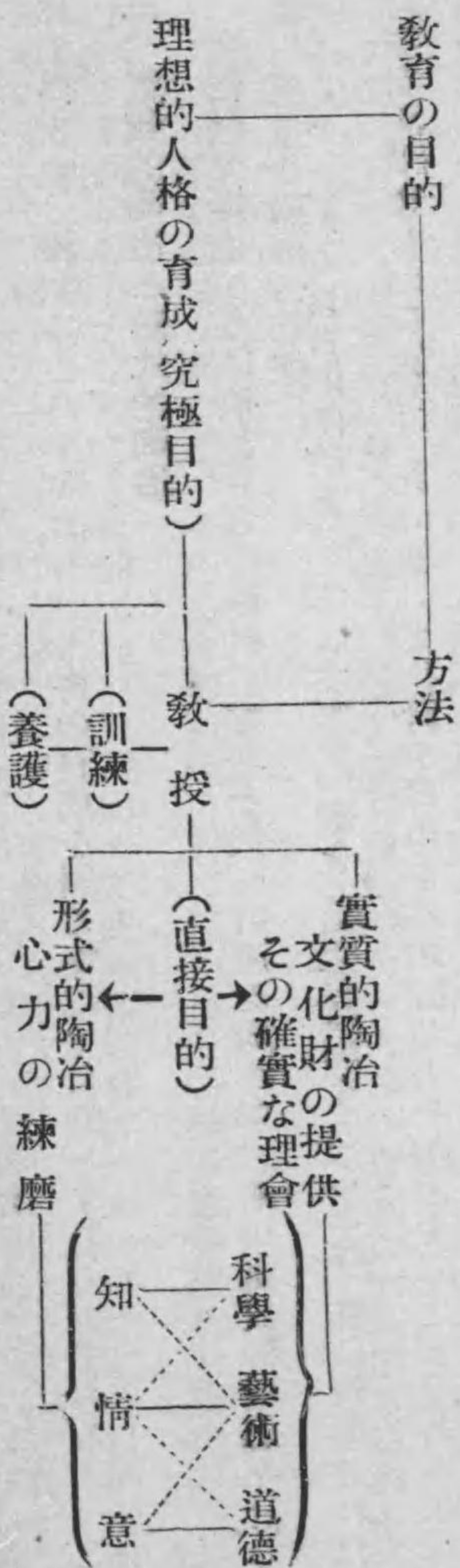
するところの狹義の教育の必要なことも亦前述の如くである。而して教育の一部分たる教授、即ち文化の傳達によつて人格の育成を圖るところの教授は、兒童を社會文化の雜然たる影響下に放任せずして、廣大なる文化財を最も有効なる方法、最も適切なる指導によつて、兒童に確實に理會了得させ、彼等の心力を陶冶し、人格の育成を圖るを以て目的とするものである。

三、實質的陶冶と形式的陶冶

文化財を傳達するは被教育者の精神に養料を與へ財産を與へて、その實質の増進を計るものであるから、これを實質的陶冶といふ。又心意の働きを開發練磨することは、既に附與されたる心的財産を活躍せしめる能力、更に他の文化財を習得する頭腦の力を陶冶することであるから、これを形式的陶冶といふ。前者に傾くときは所謂注入教授となり、その結果は百科辭典式の融通も應用も利かぬ單なる物知りを養成することとなる。この弊に陥れることの最も甚しきはかの入學準備教育に於て見ることが出来る。又後者に偏れるときは所謂一片のパンだに焼かぬ空理空論を弄ぶ人間を作るの弊を生ずる。その孰れに倚るもよくない。元々この兩者は一全體としての陶冶活動の両面に過ぎぬ。確實な理會了得は心力の練磨に相俟たなければ出来ない。又心力の練磨は多

く材料によらなければ出来ないものである。かの心力の陶冶を閑却した機械的暗記による詰込主義の教授が、結局に於て何等の効果を齎さないのは當然である。この両面がよく調和されて始めて正しき意味の教授が成り立ち、かゝる教授によつてこそ、將來國家社會の爲に有用な働きをし、文化の擴充に貢献する所の人物を養成することが出来る。

次に本節に述べた所を表示すれば左の如くなる。



備考 主として身體の生長發達を圖る養護、情意の陶冶を主とする訓練並びに藝術・道德及び意情とこれが教授との關係を示しただけで、その詳細は表示しなかつた。尙文化財はその三大代表を舉げて他は省略した。

第二節 教科課程とその實施 (三十分)

取扱上の注意

第二節・第三節を一時間に取扱ふには、要點の摘書に注意し簡単に纏める必要がある。教科目の所では隨意科目・選擇科目の意味は科目を知らせる位でよい。次の合科教授・指導案の意義は兒童の生活本位の考へから生れたものだけに、注意して取扱ひたいと思ふ。第三節は教科書を読みつゝ解説する程度でよい。

一、教材

小學校の教科課程並びに教材は、小學校令施行規則に示されてあるから、教師はよくその趣旨を知つて、これを有効に取扱ひ、教育的價值を十分に發揮させなければならぬ。

二、教科目

教材は文化財、即ち、科學・藝術・道德・制度・産業等の中から選擇排列されたものであるが、そ

の選擇排列は二方面からこれを立てることが出来る。

- (一)は教育の目的、殊に小學校教育の目的で、
- (二)は兒童心身の發達程度である。この二つの標準に基づいて文化財を選擇し、これを適當に分類したものを教科目といふ。

然し、教育は一方に統一を尙ぶと同時に、他方には特殊の事情に應じて適切な方途に出るべきものであるから、(一)土地の情況、(二)修業年限の長短、(三)性別、(四)個人的特殊の事情等を顧みて、多少の斟酌を加へなければならない。

我が國現行の規定は、上記の諸要求を考慮して定められたものである。即ち、教育の目的と兒童心身の發達程度からの一般的要求に基づいて、必須科目を定め、その他の特殊的要求に基づいて、或は數科目中の一科目、又は數科目をを選び、或は女兒の爲に家事・裁縫を加へ、或は土地の情況によつては或種の、又は必要な教科目を加設し、且又それを隨意科目とすることを得る等、斟酌の餘地を與へてゐるのである。隨意科目とは學習するか、せざるかを生徒の希望に一任してあるものをいふ。

三、教科用書

今、教科用圖書採定に關する種別を示せば左の通りである。

- (一)必ず文部省の著作に就て採用すべきもの。
修身、國語、算術、國史、地理、理科、家事、圖畫。

(二)教科用圖書を用ひる場合に、文部省の著作及び文部大臣の檢定した圖書中から、何れか一を府縣知事が採定することになつてゐるもの。

唱歌(尋常小學校第五學年以上のもの)體操、裁縫、手工、農業、商業。

(三)兒童用教科書を採定してはならないもの。

體操、裁縫、手工、唱歌(尋常小學校第四學年以下のもの)。

(四)國定教科書中、教師用のあるもの。

修身、國史、算術、理科、家事、圖畫。

四、日課表

日課表は又、授業時間割ともいふ。日課表制定に就ては、教科目の配當に注意しなければなら

ない。これには第一、各科を一週六日間に對し如何に分配すべきか。第二、毎日の教授時間に對し、諸教科目を如何なる順序に定むべきかの二つの問題がある。これ等の問題を解決するには教科目の性質、兒童心身活動の實況、即ち兒童の心身活動の旺盛なる時、或は心身の疲勞したる時に依つて思考學科と技能學科の配置を適當にする等のことを考へなければならぬ。

教科目配當に最も深き關係を有するものは、兒童の疲勞の問題である。換言すれば、兒童の最も疲勞を感じるは何科であるか、又兒童の精神活動の最も旺盛なる日時は何時か何れの科目であるか等の研究を最も必要とするのである。

ケムジース氏、ウアゲネル氏の研究によれば、數學・外國語を最も疲勞の度強きものとし、これに次ぐは歴史・地理であるとしてゐる。尤もケムジース氏は、體操による疲勞の度は數學の上に位するとしてゐる。尙、エビングハウス氏の研究によれば、外國語の疲勞の度は、圖畫よりも低いものとしてゐる。

教授時間に就ていへば、一日中最も精神力の旺盛なのは第一時間乃至第二時間で、疲勞の度の最も甚だしいのは第三時間目の終りとされ、一週中の各日に就ていへば、休日後二日目が最も成

績良好であるとせられる。これ等の研究は學者の實驗により、その説を異にして未だ確實なものとはすることが出来ない。けれども、これ等の研究によつて蓋然的ながらも大體、疲勞の度を知り得るのである。

日課表の實際的取扱ひに就ては教科書に述べた如く、合科的取扱ひや時間の繼續等、場合に應じ、機に乗じ、適宜運用・活用されることを妨げない。實際、教材の性質や、學習の經過によつて、日課表變更の必要が起ることは屢々あるものである。斯くしてこそ初めて生きた教授をなし得るものである。とはいへども漫りに日課表を變更したり、無視したりすることは戒めねばならない。

五、合科的取扱

教材を多くの教科目に分ち、且時間を別にして學ぶのは吾々平素の具體的體驗から、甚だしくかけ離れたものである。具體的の體驗に於ては、凡ては渾一的全體をなしてゐる。この渾一的全體としての、平素の具體的體驗を中心として各教科の教授を合一にすべしといふ主張が、近時漸く力説されるやうになつた。總ての教科、總ての教授を合科的取扱ひにするといふことには未だ

俄かに賛成出来ないが、少くとも低學年に於て、或種の教科目・教材をこの方法によつてすることとは確かに、幼少兒童の心理に合するものである。

六、教授案及び指導案

教授案及び指導案は規定せられた或規定の教材を、規定の期限内に、如何なる要點を目的とし如何なる順序・方法により教授し、或は兒童の學習を指導し、且それを如何に應用・練習するか等に至るまでの詳細な順序を記述したものである。換言すれば教授、指導の方案の覺書である。これに略案と細案とある。經驗に富み、熟練した教授は略案でもよく、或は腹案だけでもよいが、未熟な者は成るべく細案を綿密詳細に記述した方がよい。

第三節 學級の編制 (三十分)

一、學級の意義

學級とは一人の教師が、一教室内に於て同時に教授すべき兒童の一團を意味するものである。それ故にその一團は一個の學年から成ることもあれば、二個以上の學年から成ることもあり、最も極端な場合に於ては六個學年を合せて成り立つてゐることもあるのである。

二、學級編制

單式編制 同一學年の兒童だけで一學級を組織するもので、この編制法によるものが最も多い。この法によれば、心身の發達程度のほと同じ者を以て一學級を編制することになるのであるから最も適當な編制法である。

複式編制 複式即ち二個學年以上を一學級に編制するには、學年の相接近したものを組合すが原則である。即ち第一・二學年、三・四學年、五・六學年の如く組合せて各々一學級とし、或は第一・二・三學年と第四・五・六學年とにするのもよい。但し兒童數や設備の都合によつては低學年と高學年とを組合すのもよい。

二部教授編制 二部教授編制法を採るべき理由は數々あるが、主なるものは經濟上の事情であ

る。即ち市町村の經濟が一學級毎に本科正教員一名宛を置くことを許さない場合、及び校舎の狹隘なるに拘はらず市町村の財政が、これが擴張の負擔に堪え得ない場合等に於て止むを得ず、この編制法を採るのである。尙經濟に支障なくとも、本科正教員の不足、校舎の改築等の爲、差支へが生じた場合等に一時の便宜法として用ひることもある。この編制法を用ひる場合には、主として年少の兒童に對して行ふがよく、又前後の兩部、その登校時間を適當に交代して、偏頗になることを避けるがよい。

單級編制 全校の兒童を一學級に編制する單級編制法は、經濟上・訓練上には利益が多いが、然し教授上からは教師の直接指導を受ける時間が自ら減ずるから、勢ひ教授上に缺陷・不十分を來すのは免れない。けれども又自働練習の機會は多く、随つて兒童が學習を確實にするといふ利益もある。又教科・教材の種類により適當の組分けをして取扱ふのが便利である。併し一面から見れば長所を有するとは言ふものの、心身の發達程度に大差ある一學年から六學年迄の兒童を一學級に編制して教授することは元來無理なことであり、随つて完全な効果を擧げることが困難である。まして單級編制に伴ふ長所は、この編制法特有のものと言ふのでなく、他の編制法に於て

も得らるべきものなるに於てをやである。要するにこの編制法は一校の生徒數が數學級に分けるだけの數に足りない場合に於ての止むを得ない方法たるに過ぎない。事實この單級編制は極めて少なく、大正十一年度に於て全國小學校の數は二萬七百五十であるが、その中單級の學校は千二百十五に過ぎない。他は皆單式又は複式編制の多級編制法によつてゐるのである。又二部教授を施行してゐる學校は七百三だけである。

右の諸編制法の外、三學級二教員制を行ふことによつて、六學級の學校に五教員、五學級の學校に四教員、四學級の學校に三教員を配置する等の組織とすることも出来る。

尙同一學年の兒童を二學級以上に編制するに方つては、優劣によつて區別する方法もある。兒童の學力の差の甚だしい時には、これに随つてその各々に適切な教育を施すことが得策であらう。この能力の優劣による學級編制法は獨逸・亞米利加等に於て色々工夫され、且試みられてゐる。又分團式と稱せられてゐるものは一學級内で能力の上から數分團に分つものである。

四、學級數・兒童數

これに關する規定は教科書に述べたが、更に現時の實況を左に記載しておく。

大正二年より同十一年に至る十箇年間平均

市町村立小學校數 二七、〇四〇校

その學級數 一五六、四八一級

その就學兒童數 七、九七〇、〇二〇人

一學級平均兒童數 五〇・九

一學校平均學級數 七・五

次に各年度毎の増減の關係は學校數は、若干宛漸次減少し、學級數はこれに反して稍著しく遞次に増加して來てゐる。

外國に於ける一學級平均兒童數

北米合衆國 三一・三

獨逸 五八・〇

第四節 學習と指導 (二時間)

取扱上の注意

本節を二時間に取扱ふのに分量としては多くはないけれども、説明すべき問題が澤山あるので、内容上からは問題が多すぎる。それで第一時に百七十九頁の五行迄取扱ひ、以下を第二時とする。内容上學習の意義及び體驗と理會とは明瞭に領會させ、その他は教科書の要目に随つて逐條的説明で進まねば豫定時間内には取扱ひ難いと思ふ。

一、學習の意義

生物學的意義(外面的) 兒童が一の生物として環境に順應する爲その經驗を擴充し、更新する活動である。

哲學的意義(内面的) 價値の意識に基づいて文化を理會し、構成する作用、理想の實現によつて自發自展し行く自己活動である。

兒童はその自然に恵まれた伸びてゆかうとする力、即ち内から湧き漲つて倦みなく外に溢れやうとする力を有つてゐる。この力がその魂の糧ともいふべき文化財に對して働き、己が環境を調整して自らその経験を大きくし、廣くし、新しくし、自己を創造しゆく爲に生ずる活動は總て廣義に於ての學習である。學習の本質は自覺に基づく自學であり、理想の實現であり、文化の創作であり、又自己創造の活動でなければならぬ。而してこの自己創造活動を助成する作用が教授である。故に學習は教授あつて後に始めて起るものではない。却て教授の前にも學習があり、又教授の後にも學習があるといつてよい。學校に於て教授を受けて始めて學習が生ずるのではない。家庭や社會に於て種々の経験を積むのも實に學習に外ならないものである。

二、學習の自然の姿

學習の自然に行はれる情勢の主なるものに(一)試行錯誤、(二)模倣から創造に進むこと、(三)遊戯から作業へ移ること、(四)疑問から研究へ進むことの四を擧げることが出来る。試行錯誤法は最も原始的な不經濟な方法であるが、學習はこゝからも生れる。然しかゝる方法のみでは廣大無邊な今日の文化財を認識し實現することは容易でない。又模倣といつても吾々には單なる模倣

が出来たものでない。模倣しつゝ自己の主觀と性格は作品を通じて現れてゆく。斯くして幾多の模倣から創造へと進んで行くのである。遊戯から作業への統整、旺盛な活力の自由な發現と自發活動によつて運動の衝動を満足させる遊戯そのもの内には兒童の天真な個性は活躍する。この自然の活躍を正しい方法によつて正しい仕事として行爲に現すところに作業が成り立つのである。故に作業は遊戯の素地であり、作業は遊戯から發達するものである。勿論遊戯はそれ自身を目的とするのに反し、作業は他の目的を達する爲の作爲であつて、本質に於ては異なるものであるけれども、吾等の内部的の要求、即ち内部に目的觀念が目醒むるにつれて、それに隨つて遊戯を醇化し、そこに作業への統制が現れる。(第五篇第三章第二節參照)次に、疑問に萌して研究に進むのが人知啓發の自然の徑路である。(本書本節第六節學習法の指導の中質問法の項參照)疑問の解決には研究といふ尊い代價を拂はなければならないが、正確に迅速に疑問を解決し、更に又新しい價値を創造すべき有効なる研究法は容易に兒童の發見し得る所でない。若し兒童の學習を自然のままに放任しておくならば、彼等の學習は遅々として危く、進むべき方向を誤つたり、少なくとも道に迷つて無駄な勞力を費すことが多いのみで、廣大なる文化財を認識することは仲々に

難く、學習の究極點たる外圍の積極的統御、獨特なる境地の開拓といふ如きは容易に達することが出来ない。茲に於て兒童の學習を有効確實に進めさせる爲に適當な指導が必要となるのである。この學習の指導こそ即ち教授の任務なのである。それ故教授と學習とは同じ仕事の兩面である。即ち兒童の經驗の擴充・更新、文化の理會・構成、理想の實現、自己創造の活動といふ仕事をば兒童の側からいへば學習であり、指導者たる教師の側から見れば教授なのである。

從來、教育は教育者が主となる活動であると考へられてゐた。随つて教授も亦教授者が主となつて社會に有用な知識・技能を強制的に注ぎ込む仕事であり、兒童は全然受身の立場に立つて只管それを受け入れるものと考へられた。然るに輓近、心理學・教育學等が進歩した結果は全くこの考を轉換して、反對に教育は被教育者が主となるべき仕事、随つて教授も亦兒童の自學・自習を重要な基礎とすべきことが明かになり、教授論に於て學習作用の研究が主要な問題となつてきた。斯く教授が傳達を主としたことから學習を重んずることに進んだのは、教授の意義の正當なる進化を物語つてゐる。けれども現今教育者の中にはやゝもすると學習重視の餘り、自學主義・自己活動等を標榜して、在來の所謂教授を無視し、排斥するものがある。成程在來の教授に

は誤謬があり、在來の注入主義の教授法には變改すべき點が多いであらう。けれども在來の注入主義の教授にしても、適當な材料を適當な方法によつて扱つたなら相當の効果が有り、價值ある方法たり得ると思はれる。尙又、注入教授といひ、模倣といふも、兒童の側に自覺的に或は無意識の裡に、自ら受容するだけの要求があり、その要求に應ずるものを傳達し、それが受容されるのであれば、それは正しき意味に於ての兒童の自律的學習といつて差支へない。自學といひ注入といひ、創造といひ模倣といふも、學習の動機・目的・作用に對して自覺があつて行はれるものか否かの相違であつて、學習作用や教授作用の形式の相違といふものではない。然るに兒童の自己活動・自學を偏重して、教師が教壇に立つて講義するが如き仕方の教授を全く他律的なものとして一概に排斥し去るが如きは、教授・學習の外面的觀察に趨つたものであり、彼等自身、教授學習の意味を誤解してゐるものといはねばならない。要するに、學習とは自覺による自己活動を本質とする兒童自身の經驗の擴充、文化の理會・創作、理想の實現、自己創造の活動をいふのであつて、この活動を指導し、助成する作用を教授といふのである。兒童自らの自覺的學習作用と教師の適切なる指導・教授とは、全體としての學習活動の兩面であつて、これを切り離して、その孰れかを固執する

ならばそれは誤りである。

三、有効確實な學習の所由

興味 ヘルバルト(一七七六年—一八四二年)及びその學派が興味の惹起を以て教授の直接の企圖と定め、これに適合する教授を教育的教授と呼んでから、興味を重んずる傾向が盛に起つてきた。興味とは心が引きつけられた適意の状態であるから、この状態の上に有効な陶冶の所由を求めたのは尤もなことである。けれども、この派が興味を以て類化の際に起る心意の姿と解し、新來の觀念が既有的のものに動かされる背景の方面のみを重んじ、前方を望んで働く行動の方面を輕んじたのは弱點である。何となれば、それでは單なる面白味、即ち感情的な享樂玩味の姿のみが勝つて能動的な實現發動の意志的要素を缺くからである。學習を有効ならしむる條件としての興味は、單に兒童を面白がらせるといふのではなくして、兒童をして絶えずあらゆる方面に注意を注ぎ、努力を伴ひ、研究を續け、益々知識を増進し、擴張せんとすることを圖らせなければならぬ。

努力 努力を重んずる見地は、吾等の意識生活を目的に向けての進行と見る輓近主意説の基調を象徴し、勤勞作爲を重んずる教育思潮に棹して現れたものである。學習には意志の働く以上、努力の必要なことはいふ迄もない。然し單なる努力は強い力そのものに外ならない。自ら選擇し自ら解決する計劃が伴はなければ、それは唯々學習へ押しやる力となるだけで眞に自我を引付ける力とはならない。強ひられて、いや／＼する機械的學習は、骨の折れない受納的學習よりも一層憐れなものである。何となれば、疲勞のみが徒に加つて能率は却て低下を來たすからである。かくては心身は意志の忠僕とはならないで却てその奴隸たるに終るであらう。

馬を強いて水邊に連れ出す……云々 西諺 One man can lead a horse to water, but ten can't make him drink.

プロジェクト法 プロジェクト法は近時米國に於て、同國の思想界乃至教育界を支配してゐる人本主義と行動主義との間に生れた教育の實際問題である。プロジェクトとは計劃又は構案の意味であつて、教材を自己に必要な一つの問題として、兒童自らにこれを解決することによつてその理會を確實ならしめやうとするものである。斯く兒童自ら解決的に進むのであるから、文化財と兒童の生活との間に活きた直接の交渉が開け、又兒童自らが計劃し、實演し、解決するのであ

るから學習が生きてきて課業は活躍し、自我が能動的に働いて經驗が如實に活現され、そこに自我の成長・發展があるのであるから、これは確かに學習の要諦に觸れたものといつてよい。元來プロジェクトの根本思想たる人本主義によれば、人生は吾等に直面する課題であり、吾等がこの課題を解決して自己の世界を打開して進みゆくのが生活であり、人生の目的はこの展開、即ち、生活の中に實現されるといふのであるから、この見方からすれば吾等の生活はプロジェクトの連続となる。又行動主義は人生を以て行動と眺めるので、人間は精神に支配されて有目的の行動を営み、そこに生長があり、發達があるといふのである。要するに人生はプロジェクトの連続である、そこに生命の生長・發展があるといふことになる。然し大局から眺めると、人生は單にプロジェクトの連続ではなくて、實は理想の實現であり、教育は單に問題の解決ではなくして人格の陶冶であるから、規範・理念を缺いたプロジェクト法は、教育の根本原理としては不充分であるといはねばならぬ。

ドルトン案 一九二〇年米國マサチューセツツ州のドルトン中學校から起つた教育法である。パークリスト女史(Hellen Parkhurst)の案出したものである。女史は小學校・中學校・師範學校等に

於て前後十五個年間實際の教育に従事した閱歷を有し、而かも實驗室に於ける自由な學習を以て學校教育の本領としようとする案を懷き、その間常に研究を怠らなかつた。一九一四年に伊太利に渡り、モンテソリー(第五篇第三章參照)の教を受け、又米國に於て動的個別教授法の提唱者フレデリック・パークの説を聴き、茲に女史は自動教育法と個別的教授法とを巧に結合してこれを實施するに至つた。

ドルトン案の原理、(一)自由の原理——放恣を意味するものでなく、理性的の自由である。女史は兒童が自然的に攻究開發することによつて自由が成り立つといつてゐる。(二)協同の原理——これは團體生活の交互作用を主として意味する。即ち學校生活と社會生活を一致させることを意味する。

斯くの如くして兒童自らが實驗者である。社會學的實驗室として、社會事業が行はれると同様に行はれる場所として學校を簡單に經濟的に立て直して、教育の能率をあげやうとするものである。

その組織 斯うした原理に基づき小學四年以上の者を實驗室に於て自學自習させる。實驗室は

教科目別に分れた學習室であつて、該科目に關する必要な資料が集められてある。茲に於ては教師が教授をするといふことに關する一切の組織が撤廢されて、兒童が學習をすることに關する總べての方法が整備された。即ち日課表とか學級組織とかはすべて廢し、兒童は教師の指導案によつて、時間割の制限を受けず、進度も自由に學習するのである。

かくドルトン案に於て、自學自習を重んずる所は確かに長所といはねばならぬ。けれども學級・教授細目・時間割等を廢して全く解放された教育は、兒童の勝手氣儘な練習に任せるばかりで、教師は殆んど傍觀者たる地位にあり、恰も昔の教育法に逆轉したるに等しく、そこには共同的學習の効果は望まれない。又斯かる方法は十分な自修力を有しない小學生徒には効が少ない。中等學校以上に於て始めて有効であると認められる。要するにドルトン案に於て我々の採るべきは自學の精神である。その組織は俄かにこれをその儘採用することが出来ない。

ウインネットカ組織 ウインネットカは米國シカゴの郊外ミシガン湖畔にあつて一萬の人口と四つの小學校と一つの幼年中學校とを有つた町である。これ等の學校は一の學務部によつて統括され一人の視學によつて管理されてゐる。視學は幼年中學校の校長であるワッシュンバーン氏である。

ウインネットカ組織はドルトン案と同じく、兒童の自學・個別的教授を重んずるといふことから出發してゐるが、稍々異なつた進み方をしてゐる。即ち學習は子弟の個人差殊にその進度差に即して最も適切な方途に出でなければならぬ。然も社會的共同訓練も亦極めて大切であるからこの方面をも陶冶しなければならぬとするのである。ワッシュンバーンに従へば新教育の使命は次の三點にある。(一)兒童はすべて個々の人的存在であること、(二)各々の兒童は個人としても亦人類の組成要素としても十分な發達を遂げるべき權利を有つてゐるといふこと、(三)集團教授は個別教授にまでその位置を譲るべきであるといふことこれである。そして各兒童をそれ／＼十分に發達させることは少なくとも次の三方面を含むのである。(一)兒童はすべて日常必須の知識・技能に精通しなければならない。(二)すべての兒童にその個性を表現し、その創造的練習をなすべき機會が與へられなければならない。(三)すべての兒童をして社會的組織の一員たることを認識させ、實現させるべく十分の方法を講ずること、これである。

以上の理論的基礎から割り出して、この組織の特色として次の五つを擧げることが出来る。

(一)目標の設定 目標(ゴール)とは達成(アッシーブメント)の單元たる各々の題材をいふのであ

る。目標は具體的に内容的に明白精密に示されなければならない。

(二) これ等の單元をば自己教授的に且自己訂正的に取扱はせる。

(三) その達成を測る爲には最も適當な「診斷テスト」を常に活用する。

(四) 斯うした達成を基準として、一定の制限内に於て各教科目毎に又個別的に兒童の進級を認定する。

(五) 集團的及び創造的活動を大いに重視し、毎日相當多くの時間を必ずこれに充てること。

以上五頃こそウイネットカ組織の根本である。ウイネットカ組織の實際の詳説はこれを省略するが、要するに以上五項を根本原理とし、事實的・心理的方面を重視するものである。この事實的・心理的方面を重視する點に於ては確かにドルトン案に優れた特長を有つてゐる。けれどもこの組織が極めて現實的であつて理想的見地を缺いてゐるのは甚だ遺憾である。既にも述べた如く、教育は理想にまで人格を陶冶することである。教育の事實は「あるもの」から「あるべきもの」への陶冶である。理想・規範を缺いた教育は片輪の教育である。けれどもこの組織は「あるもの」に立脚した教授・學習の方面に多大の參考を與へるものであることはこれを認めなければならない。

體驗と理會

體驗 體驗とは自我を没頭して營む所の内面的・直接的の經驗をいふのである。經驗とは廣いものであり、又漠然たることもあるものである。例へば三十年間或仕事に携はつた人は、たとひ浮か／＼とその日を送つたにしても、三十年間の經驗はこれを有つたと言へるのであるが、體驗はさうでなく、そこに生命が活躍して、まぎ／＼と現實に生活した經驗なのである。斯やうにそこに生命が活躍し且現實に經驗するといふことが體驗の特色であるが、その代り又體驗は主觀的であるといふことゝ、狹隘であるといふことゝの弱點を有つてゐる。

理會 體驗が今舉げた主觀的であるといふことゝ、狹隘であるといふことゝの二つの弱點を救ふ爲には、理會が必要なのである。理會とは、吾等の主觀が他人の個性や歴史的・社會的に傳はつてゐる客觀的文化の構造に對して、その意義を摺む獨特の認識をさしていふのである。吾々の主觀たる精神にはその構造があり、又客觀的文化財にもそれぞれの構造がある。この主觀と客觀との間に十分なる結合が營まれる時に、眞の理會が成立つのである。それ故に理會といふことは往々にして誤解され易いやうに、單純な同情や淺薄な共鳴や安價な妥協を意味するのではなく、

それは吾々の主観たる精神と文化財に宿されてゐる客観的精神との間に、生命の通つた本統の結合の成立つことを意味するのである。然らばかの體驗とこの理會との關係はどうかといふと、端的に言へば、かの體驗がより高い統一にまで統整せられることが理會であつて、斯くの如くにして體驗はその主観的なることゝ狹隘なることゝの弱點を脱却し得るのである。然も體驗なるものは斯うして理會にまで進むべきものであると同時に、理會は必ず體驗に基づかなければ眞の理會たることを得ないものである。それ故にまざくゝと生命の通つた體驗をさせ、それをより高い統一たる理會にまで展開させることが、教育教授の究極の任務である。そしてそれは浮かくゝとした經驗ではなく、眞劍味の籠つた精根一杯の生活なのであるから、それには、教育愛に満ちた教育信念に溢れた教師その人の精神を籠めた指導が要るのである。

備考

(一) 拙著 文化教育學の新研究

第五節 教授の方法 (一時間)

取扱上の注意

本節を一時間に取扱ふには内容が餘りに多すぎる。それで教科書を調べさせながら、例へば單元―教材の區分とか、教授の豫備段には學習する準備の仕事をする事、技能教材に用ひる、或は示教―知識教材に用ひる、示範など、簡單に解説して行く程度に取扱はないと仲々完了し難い。要點を逸せぬ様にすることが大切である。

一、教授の段階

單元 先づ一つの教材に就て、教授するに當つては、その材料を適當に區分せねばならぬ。區分の標準は、その教材の性質と兒童の程度、教授細目、教科書、日課表及び時間によつて定まるべきものであるが、大凡一つの主眼點があつて、それを中心として完結し、統一された一つの纏つた知識を以て區分の單位とする。かくして區分された教材の單位を單元といふ。つまり單元と

は兒童の學習すべき材料の系統的一分節である。

教授段階 教授に於て一單元を取扱ふのに踏むべき順序を教授の段階といふ。教授の段階はヘルバルトがこれを理論的に研究して教授の段階を定め、チャー(一八一七年—一八四一年)その他の學者・實際家の修正・補足を經て遂に形式的段階なるものを生ずるに至つたのである。形式的段階の中には、或は兒童の發達程度に重きを置いて、その心理的作用を主とし、或はその教材の性質に重きを置いて、その論理的作用を主とする等、幾多の形式的段階説が唱へられ、幾多の模範形式が立てられたが、同時に又、それに拘泥して教授の實際が劃一に過ぎる弊を生ずるに至つた。茲に於てその反動として「教授の進行は臨機應變なもので、豫め一定の形式的段階を定むべきものではない」とさへ唱ふるに至つた。これは教授が餘りに劃一に過ぎ、自然の學習順序を形式で拘束することになり、教授の本來の精神を没却するに至つた爲である。心的活動は必ずしも常に一定の決つた順序・方法を取るものではない。故に教材の性質、兒童の程度、學習の様相によつて臨機應變の處置を取らねばならないのである。けれども、豫め最も適當な、一般的の順序を考定することは、教材の全體と部分との關係上及び學習を有効ならしめる爲に、定める一般的順序

であるから指導上この意味に於て必要とするのである。けれども形式的順序に拘泥すれば、却つて學習を有効ならしむる手段であるといふ段階の精神に反することは前述した通りである。

教授の形式的段階

(一) **豫備** 元來求めんとする心、學ばんとする意志が學習の根本的條件である。この求めんとする心、進むで興味を以て一生懸命學ばんとする意志を喚起することが、豫備段階第一の任務である。これを學習動機の喚起といふ。學習動機の喚起には、先づ學習せしむべきことを一つの問題の形で提供し、兒童をして進んでこれを解決せんとする研究心を喚起せしめることが肝要である。問題の提供は疑問の形で表すこともあれば、肯定の形で表すこともあり、その學習の價値を知らしめる爲に、適切な誘導語を使用して説明することもあれば、問答によつてその解決の計劃を協定させることもあり、又時としては既習事項の復習、或は基本練習の豫行を以てこれを始めることもある。而して、その何れにしても、兒童の學習興味、進んで學ばんとする強い意志を喚起するものでなければならぬ。

(二) **教授** 狹義の教授は教授の仕事の中堅である。而して、知識教材と技能教材とによつてそ

の情態に多少の相違がある。

知識教材に於ける教授の任務 既に豫備段で問題が構成されて、それを學習しようとする動機が強烈に起れば、兒童は旺盛なる追求的興味を以て教師の提示する教材を直觀し、分析し、綜合し、或は實驗し、歸納して確實に知的要求を満たしてゆく。これを教師が指導する手段は教材に應じて種々であるが、その指導の主眼點は第一に正確に判斷させること、第二には更に進んで正確に行はれた判斷を絶えず思想の啓培の素地にすることである。即ち比較・選擇・證明・概括等により知識の重要な關係を明かにしなければならない。

技能教材に於ける教授の任務 模倣的教材にあつては、模範を示して實習させるのがこの段の任務である。但し、外形的・機械的の模倣に止まらずして模範の精神を味ひ、自己の技能を體驗させることが、その指導の主眼でなければならぬ。考案的教材にあつては、創意的工夫を常に凝らして考察させることがこの段の任務である。

以上知識教材・技能教材共に教師の活動が多すぎて、兒童自身の推究的興味を妨げ、彼等をして全く受身の學習をなさしめてはならない。問答・觀察・實驗・實習・工夫・考案等の指導によつて、

飽くまで兒童本位に疑はせ、發見させ、體驗させねばならない。親切ごかしの早仕込みは兒童の知的活動を害ふことがある。

(三) 整理 整理とは、啓培され、收得された知識・技能を更に統整し、精練すること、實に教授の仕事の仕上げである。

知識教材に於けるこの段の任務は、教授によつて新に啓培した知識を主眼點に統一して、一つの纏つた知識とし、復習と適用・應用とによつてその知識の運用を自在ならしめるにある。この様になれば、知識は全く思想系統に編入出來たもので、或一單元の教授としては終結である。

技能教材の場合の整理段の任務としては、應用が最も大切である。知識は死知であつてはならぬ如く、技能は知識にも増して應用・工夫が肝要である。

段階の活用 教授の段階は大體の標準を示した共通の模式に過ぎないから、兒童の程度、教材の性質等によつて、適宜各段階を伸縮すべきは勿論、必要に應じては或段階を省略し、或段階は更にこれを小分段する等機宜の處置を取るべきは前にも述べた通りである。要するに教授段階の適用上最も注意すべきは、よくその精神を活用し、その手段たる形式に拘泥しないやうにするこ

とである。

二、教授の様式

教授の實際に於て、各段階の目的を十分に貫徹しようとするには、教師と児童とは、如何なる關係に立つて活動すべきかを研究しなければならない。この活動關係を教授の様式といふ。換言すれば、教授の様式は、教授の行はれる情態である。これに教様と教式との兩方面がある。而して、共に教授の行はれる情態たる點に於ては一である。

(一) 教様 教様とは、教授の際児童と教師との間に起る活動の態様でこれに三種ある。

傳達教様 教師が専ら活動の位置に立ち、児童は被動の状態にある。随つて、教材を纏めて收得させるには裨益があるけれども、倦怠を生ぜしめ易いのと、自學自習の習慣を養い難いのとを短所とする。

補導教様 この教様は、教師と児童と交々活動するのであるから、兩者の心意上の接觸交渉が常に緊密に保たれ、教師は児童の實力に應じて指導を調節し、児童は必要に應じて、適切に指導を受けるから、科目の種類を問はず、學年の高低を論ぜず、最も廣く用ひられる教様である。

自學教様 この教様にあつては、児童が専ら能動の位置に立ち、教師はこれを監督し、若くは質問に應じて指導を與へるのみである。小學校は純然たる自學自修ばかりには委ね難いが兒童の程度と教科・教材の種類によつては、成るべく多く、この教様を混用することが必要である。

(二) 教式 教様は教授の際に於ける教師と児童との間に起る活動であるが、これを教師が實際に處置するに當つて採るところの方式を教式といふ。これに左の四種がある。

示教々式 これは感覺器官に訴へて事物を直觀させ、出来るだけ精しい觀察をさせて、理會を十分ならしめるものであつて、多くの知識教科に用ひられる。直觀に供するものとしては、實物・標本・繪畫・模型等があるが、最も有効なるものは實物であつて、實物も自然のまゝに示すが理想的である。觀察は全體として觀察させるのみでなく、仔細に、出来るだけ精しく調べさせ且成るべく多くの感覺器官に訴へて吟味させるがよい。

示範教式 模範を示し、これを模倣せしめて領會させる教式で、國語・圖畫・手工・唱歌・裁縫・體操・作法等の教授に多く用ひられる。示範は正確で、且明瞭でなければならぬ。これには教師は優れた技倆を持つてゐなければならぬ。説明や教授振りが下手であつても、模範を上手に示

すことが出来たら、殆んどその缺點を補ふことが出来る。

講話教式 主として教師の講話による教式であつて、兒童はそれを聴きながら、盛んに心意を働かせ、自分では観察し能はざる知識と、一種の感動とを與へられる。即ち主に兒童の想像・感情・意志を働かせ、且その陶冶をなす教材に用ひられる。修身・歴史・地理等の諸科目に主として用ひられるのはそれである。この教式は今も言つた通り、兒童自ら観察し難い點を示し得ることを始めとし、全體の關係を纏めて提供し得ること、談話の音調・強弱等によつて、兒童の情意に一種の徹底を與ふること、兒童をして最も重要な點と然らざる點とを自ら區別させ易いこと等の長所を有すると共に、専ら聽的方面に訴へるから、視的方面・動的方面が十分に働かせられないといふ缺點がある。講話の要諦は兒童の胸底に透徹し、兒童の肺肝を突くが如きものたるにある。それには兒童の生活、兒童の知力の程度、兒童の言語を十分に知悉しなければならぬ。その上、常に溫情と生氣とを有たねばならぬのである。

問答教式 問答は判斷を練り、啓發を進め、記憶を喚起し、注意を促す等、學習のあらゆる作用を働かせるものであるから、この教式は何れの教科目にも適する。問答は兒童の側から見ると、

これによつて思考力を練らしめ、教師の側から見ると、これによつて兒童の個性と實力とを知り易く、又一面、どの位理會してゐるかといふ教授の効果をも省ることも出来る。然しその最も大切な目的は、兒童の自發活動を旺盛ならしめ、彼等の心意を啓培することにある。教師の發問は明瞭・正確であつて、問ふ事柄も言葉も兒童の發達程度に適せねばならない。問に對する答の處理も慎重でなければならぬ。内容の正否、理會の程度、發表の巧拙等に注意すべきは勿論、常に級全體の理會を標準とし、一二の兒童の答によつて教授を進めてはならないのである。

様式の運用 以上述べた各種の教様・教式には各々特長もあり、短所もあるから一概にその價値を上下すべきではない。兒童の發達程度、教材の性質によつて適宜の様式を選ぶべきである。又何れの教科目にあつても、教授は單一の様式によつて行はれるものではない。寧ろ長短相補益させて便宜諸様式を活用すべきである。

第六節 學習法の指導 (一時間)

取扱上の注意

監督法・討論法は生徒が知らないかもしれぬが、その他は平素學校生活で經驗してゐる事柄であるから、經驗に立脚して歸納的に取扱ふがよい。尙ほ學習法は知つてゐても實際に活用する點は等閑視されることが多いから、實生活に應用する方面に注意を拂ひたいと思ふ。

學習法 徹頭徹尾、自學を主とするドルトン案でさへ毎月一回の指導教授を必要とするのであるから、一般に學習方法の指導が大切であることは言ふまでもない。學習法の主なるものは左の如くである。

一、復習法 一體、學習には反復練習が重要な條件であつて、學習の効果は直接反復の度數に比例する。若し二度反復してaだけ、吾々の心意に銘記されるものとしたら、四度反復すれば2aだけの強さに銘記されて、それだけ記憶が確實となるであらう。尙、一旦學習を完うした後、

更に反復すれば、記憶は一層明確となることは明らかである。一旦學習したことを再び喚起して、心中に反復すれば、印象は益々強固になつて、確實な記憶を助ける。この、一旦學習したことを反復するのが復習である。復習は學習の効果を消失せしめない爲に、誠に必要であるが、單調なる反復は興味を失つて注意を起さないやうになる。單に反復してゐるうちには次第に新しみを失つて注意が初めの如く働かなくなるのは自然の勢である。故に、そこには方法上の工夫が必要となる。同じ材料を幾度提出しても、初めの新鮮さを持たせるには、提出の仕方を變へなければならぬ。例へば、見せた物は聞かせ、書かせたことは言はせるといふやうに、各種の感覺器官に訴へ、或は見方を變へ、應用を試みる等、種々に工夫を凝らせると、興味を失はず學習の効を完うすることが出来る。家庭に於て兒童の復習を指導するに當つても、この邊の用意が十分にあつて欲しいと思ふ。

二、豫習法 多くの教材は既得の知識を基礎とし、出發點としてゐる。それ故未だ學習しない所を兒童自らに調べさせることによつて、一面には連絡した問題を既に學習したことと關係附けて再び喚起させて、練習的効果を擧げることが出来る。けれども、新教材は必ず何等か新しい内

容を含むものであるから、豫習は兒童に新鮮な興味を喚起せしめ、或は新たなる疑問を抱かしめるので、兒童は、好奇心と喜びを以て、その調査・研究をする。一般に兒童は復習を嫌つて豫習を好むものである。新味を好むは兒童の自然性であるから、これを活用して適宜の豫習をさせるのは、學習の効果を擧げる上に大切なことである。殊に、問答教式を用ひる自學教様の場合には、豫習は缺く可らざることである。豫習は教材の種類・性質を兒童の程度によつて、或は實物に就て觀察せしめ、或は諸種の材料を集めさせ、或は試行錯誤法を取らせるなど、その方法を指定し又は範圍を定めるがよい。豫習は飽くまで兒童自身の學習の豫備活動であるから、家庭に於て、親切ごかしに手助けすることは戒めなければならない。

三、監督法 自學によつて課業を修めさせ、教師は兒童の攻究を監督して、その學習を指導する方法である。従來自學自修といへば、家庭に於ける自學のことであつたが、それには指導方法・設備・環境等に就て種々の缺陷を伴ふが爲に、アメリカに於て、殊に監督自學が著しく發達するやうになつて來たのである。これには器械・標本・圖書その他各方面の材料を供給して、兒童をして自ら學ばしめ、教師は兒童の個性や精神發達の程度等に應じて適切な指導を與へ、又研究事項

或はその材料に對して兒童の最も困難とし、或は必要とする所を知つて、これに最も有効なる指導と助力を與へるのである。指導に當つては學習の結果を重視することなく、寧ろ如何なる點に困難が存し、如何なる點に指導を加へるべきかを考へ、適當に兒童を刺激し、訓練して所謂、研究的態度を作り上げることは、具體的の學習の結果を擧げるよりも大切であることを忘れてはならない。

四、質問法 「哲學は驚異に始る」とは、古希臘の格言である。驚異とは不思議に思ふこと、疑ふことである。一切を疑ひ疑ひ抜いたデカルト(一五八六年—一六五〇年)は遂に自我の存在を發見した。林檎の落下に驚異を感じたニュートン(前出)は引力の法則を發見した。常に驚異の眼をみはり、探究の生活を營むことが學問である。この意味に於て子供こそは、實に眞摯な學者である。次から次へと質問を連続し、一滴の露にも、煙の行方にも、星の瞬きにも、總てが驚異である。そこを尊重しなければならぬ。疑ひのない所に解決はない。學習はこれを缺いてはその効を收めることが出來ない。疑ひこそは尊い知識の芽生へであり、學習の根本動機であるから教師はこれを尊重するのは勿論、機會を捉へてこれを誘發すべきである。

五、相談法 自學教様の場合の相談法も亦、その價值が大きい。同じ學習を目的とした、同年輩の兒童達が同じ疑問を抱いて、共力して考へる。「三人寄れば文殊の知慧」で困難な問題も遂に解決せられることもあらう。或は一人の疑問によつて新しい刺激を得、彼等の學習が益々眞劍になることもあらう。要するに相互の暗示によつて、眞摯な學習の氣分を作り、相互の助力によつて、彼等自身の力によつて學習を集めてゆくといふことがこの法の特色である。

六、討論法 亞米利加の學校に行はれてゐるレシテーションはこの法を主要部とする討論組織である。レシテーションは報告、討論、或は報告發表の意味であつて、兒童が教室に入る前に、自分で研究した事項をば、その學級に對して報告或は發表し、且これに對して學級の討論を行ふのが常である。この發表・討論の内容即ち事柄は課題として教師から豫め定められてゐることが多く、兒童はその課題を家庭に於て、或は學校の圖書館に於て、或は所定の自習時間に於て、種々の參考書・研究材料等によつて出来る限り研究を積み、レシテーションの時間にその學級に於て教師の指名に従つてその結果を報告するのであつて、この報告によつて他の兒童に對して自分の研究を預ち與へ、又訂正批評を受け、更に學級の討論によつてその研究が完成されるわけであ

る。つまりこの方法は兒童各自の獨自學習から相互學習に入つて、學習を完成せしめんとする方法である。英國に行はれるデイスカツションシステムは一層討論究を主とするものである。斯うした討論法を用ふる場合にも、教師は絶えず兒童を指導する必要がある。即ち、兒童の討論の脱線をさけ、混雜しないやうに適當に統制すべきである。又討論や解決の誤りを正し、明確なる判断を下し、正當な結論を総合的に下さしめる様にしなければならない。

學習指導の必要 學校には、學習に必要な設備・材料をよく整へることの必要なのは言ふまでもない。それと共に學習の方法を適當に、十分に指導することが最も大切である。學習指導の方法に就ては上述の學習法の各項に於て、それ／＼簡単に記述しておいたが、これ等指導法宜しきを得ない時は、兒童は試行錯誤によつて徒らに、勞力と時間を空費したり（試行錯誤法も一の有力な學習法ではあるが、それは既述の如く最も非經濟的學習法であるから、これのみを用ひる時は學習の能率を擧げることが難しい。）或は道に迷はせて彼等を困惑に陥らせ、延いては學習の興味を失はせたり、或は優等生は益々優等に、劣等生は愈々劣等になるといふ様なことになる。兒童の自律的學習も、教師の適切なる指導を俟つて始めて完成されるものである。

學習法と家庭課業 獨自學習を重んずる學習には、兒童の家庭に於ける攻究は是非共必要である。家庭に於ては一般に、學習の設備・材料等に不十分なことが多いから、家庭課業を課する場合には、教師は學習の方法や材料に就て適當に、且十分に指示して彼等をして誤つた學習に陥らしめぬことや、甚だしい困難に逢着せしめないやうにしなければならぬ。親達も亦兒童の學習と教師の指導に就て、十分なる理會と同情とを以て、兒童の自學を誘導する様になければならぬ。殊に、自律的な獨立的な學習が、學習の本質であることを、親達はよく領會してゐなければならぬ。前にも述べた如く、家庭に於ける學習が、ともすると親切ごかしの援助によつて、全く他律的なものとなり、兒童の自律の萌芽を蔽ひ隠して了ふことがある。又子を思ふ親心から兒童に對する嚴重な監督が峻烈な叱責的な獎勵となつて、却つて兒童が萎縮して了つて、自由な學習を妨げることになることもある。子供を學校にさへ入れて置けば、親が子に對する教育の責を果したかの如く思ふのが抑も間違ひであると共に、「遊ぶな、怠けるな、勉強しろ、勉強しろ」とけしかけたり、唯だ注入的に教へ込むといふやうな熱心さは、大いなる誤りであることをよく領會しなければならない。

第四章 學校に於ける訓練 (一時間)

取扱上の注意

家庭訓練と學校訓練との區別を明かにして、學校生活と作業とに就ては生徒の實際經驗が多いのであるから、徒らに註釋的になつてはならない。

最後の自治訓練の條は權利義務關係にある學校生活が社會生活の基底をなすのであるから、自治精神を養ふことを強調する必要があると思ふ。

訓練の意義、訓練の任務、訓練の方法等に就ては、第三篇第四章第四節參照のこと。

一、良習慣の養成と自治の體驗(第三篇第四章第四節參照)

兒童の生活は盲目的な發動傾向に支配されることが多いから幼兒の訓練は先づ周到な監督と親

切な指導とて、良い習慣を養ふことを主とすべきである。それには外部的・身體的のものから始めて、次第に内部的・心意的なものに進むべきである。習慣の範圍は極めて廣いが主なるものを擧げると、

身體的習慣——起居動作に就ての作法の如き、

心意的習慣——

知的習慣——事物を観察し、事理を考慮し、己が思想・感情を發表する等の上に生ずるもの、

美的習慣——趣味・好惡の上に存するもの、

徳的習慣——正邪・善惡に關する感能・判斷・行爲の上に成立つもの。

以上諸方面の習慣が早くから十分に養はれると、確固たる品性の根本が成り立つけれども、若しその教養に缺ける所があると、却つて不良の習慣が出来て、生涯抜けないことになる。故に訓練の出發點は實によい習慣の養成にある。

自治の精神 兒童は初は萬事父母・教師に依頼して、その指圖に従つて行動するものであるが、心身が發達してくると自我の感情が著しく現はれ、自主獨立の精神が盛んとなるものだから、この

自然の傾向を導いて自治の精神を養ひ、自律の習慣を得させることは最も必要で且有効である。

以上要するに、訓練は良習慣の養成から進んで自治の體得にその力を込めるべきである。かくて訓練の到達點たる自律は達せられるのである。

二、個性と訓練

(一)個性の意義 人は一方には共通の性質を有すると同時に他方には互に他と異なる性質を有つてゐる。斯く人々互に相異なつた特性を個性と云ふ。即ち個性とは個人の特異性である。(第三篇

第五章参照)

(二)個性の尊重 個性尊重の思想は個人的教育主義論者によつて高唱せられた。個人的教育思潮は、文藝復興時代の自由なる自我の覺醒に源を發し、自然科學的精神に刺激され、歐洲十九世紀の初頭に於ける政治上・經濟上の大變革を契機として著しく發展するに至つた。ルーソー、ニイチエ等の極端なる個人主義を見た後二十世紀に入つてはエレン・ケイ、グルリット等の主唱者を出すに至り教育思想界の一の潮流となつた。その主張する所は、個人はそれ自身の價値を有つた目的體であつて、教育の本質も亦個人をしてその固有の性能を發展させるにありと見るものであ

る。随つて個性の尊重を以て中心生命とし、具體的な現實の個性に即して教育せんとするのである。彼等の唱へる個性尊重と云ふことは確に一面の眞理を含んでゐる。元來教育は自然に反して行はれるものではない。現實にある所のものを、それに即してあるべきものにまで導くものである。現在ある所にものを知らなくては、それに基かなくては、あるべき所に達する適當なる手段・方法は如何にしても發見することが出來ないからである。この意味に於て教育の一部分たる訓練に於ても、個性を重視し、個性に應じて適當なる指導、正しき陶冶がなされなければならない。けれども個人主義論者の個性尊重の意義には大きな誤謬が含まれてゐることに注意しなければならない。彼等は個性の尊重を以て個性の奔放するがまゝの放恣なる自由と見るものであるが、これは明かに大なる誤りである。元來個性には良い個性もあれば悪い個性もある。これを顧慮せず、個性の無規律・放恣に任せるならばその結果の恐るべきは云ふ迄もない。

三、學校生活と作業

作業の意義に就ては第三篇第六章に述べた。

學校生活に於ける作業の意義、及び作業の教育的殊に訓練的價値に就ては教科書の本章に詳説

した。尙作業には精神的作業と身體的作業があり、學校に於ける精神的作業は主として學習であり、身體的作業は主として校舎の清掃、教室内に於ける雑務、學校園の手入等である。(併し元來精神作用と身體の働きとは判然區別することは出來ないもので、作業を精神的・身體的に區別するものも便宜的のものに過ぎない。随つて又精神的・身體的の孰れにも區別し難いやうなものもある。)而して學習の如きも、兒童がこれに従事することによつて知識の發達に資すると共に、消極的には自己の衝動・欲望を制止し、積極的には一定の目的を遂行し、斯くして絶えず意志の修練を受けるもので、重要な訓練的價値を有つてゐるものである。學習以外の作業に就ては、教科書の説明を少しく補つておく。

(一) 當番勤務 當番勤務は學校の便宜の爲の使役でなく、兒童の爲の作業である。それ故に教師はその勤務を公平に配當し、各自をしてよくその任務を盡させることが肝要である。但し教師は先に立つて彼等を指導し、且身體上・衛生上の危険は必ずこれを避けるべきは勿論、まだ作業に馴れない幼弱な兒童に對しては上級生をしてこれを助けさせる等、便宜斟酌を加へなければならぬ。

(二)儀式・會合 諸種の儀式はそれ自身目的を有つてゐるけれども、同時に神聖・敬虔・嚴肅等の優良な道徳的感化の機會であり、共同、全校一致の團體的精神を養ふべき訓練の機會たるのである。學藝會・運動會の如き諸種の會合もそれ〴〵独自の目的を有するものであるが、訓練上に及ぼす効果も僅少ではない。蓋しこれ等は平素の成績を發表する機會たるに止らず又、實に共同活動の作業だからである。その他朝會・晝會・終會等も亦有益な施設である。

三、遠足・修學旅行

これ等も必ずしも訓練の目的のみから行ふものではないが、その訓練上に及ぼす影響も大なるものである。一日の遠足が毎日の課業よりも却つて師弟間の情誼を溫め、一回の修學旅行が平素の嬉遊談笑では到底見られない程も兒童相互の親交を深くすることもある。

四、自治訓練

學校生活を自治的にせよと云ふ要求は近時盛になつてきた。米國に行はれてゐるスクール・システム即ち學校市の組織の如きはその一例である。これは自治の精神を涵養し、自律の人格を育成する上に必要なことであるが、然かし兒童の訓練は彼等の心身發達の程度を十分に顧

みなければならぬ。それ故に實際の問題としては、教師は自治自律の氣風を兒童に誘發して漸次に分擔處理の習慣を養ふやうに仕向け、尋常三年頃から、教師指導の下にこの組織の實に入らせるのが適當である。

第五章 學校教育の種類と學校系統 (一時間)

取扱上の注意

本課は一九六頁の圖を中心にして學校系統を話すがい。殊に小學校より連絡した各種學校は、生徒自身が大學・専門學校・師範學校等に進むものと假定して説明すれば最も興味ある取扱が出来る。各種の内容に説明の時間を取るよりも、系統の説明に内容を説く様にした方がいいと思ふ。

一、學校教育の種類

(一) 程度による分類

初等教育Ⅱ小學校の教育。

中等教育Ⅱ中學校、高等女學校、實科高等女學校、實業學校、師範學校などの教育。

高等教育Ⅱ高等學校、大學、高等師範學校、專門學校等の教育。

(二) 性質による分類

普通教育Ⅱ一般普通の教育を施すもの、詳言すれば被教育者の心身の發達に留意して、普通の知識・技能を授け、道德的品性の陶冶を目的とする教育である。我が國では小學校、中學校、高等女學校、高等學校の教育がそれである。

専門教育Ⅱ特殊の學術・技藝を授くるもので、實業學校、師範學校、各種専門學校、大學などの教育がこれである。

(三) 内容による分類

基礎教育Ⅱ將來如何なる地位に立ち、如何なる職業、如何なる生活に入る者にも必要なる根本

的・基礎的教育をする所の小學校教育の如きものである。

補習教育Ⅱ實業補習學校の教育の如く、基礎教育の補習・完成を目的とするもの。

實業教育Ⅱ農業・蠶業・山林・水産・商業・工業・商船などの實業學校(中等學校)實業専門學校(高等

商業・高等農林・高等商船などの如き)その他各種の職業學校の教育の如く、實業に關する知識・技能を授くるを以て主なる目的とするもの。

特殊教育Ⅱ心身の缺陷ある者に對しても、教育によつて出来る限りの幸福を得させ、且獨立の生計を營むことが出来るやうにしようとして施す教育を特殊教育といひ、白痴學校、盲學校、聾啞學校の教育の如きものはこれである。

二、我が國の學校系統

教育の種類に應じて學校の種類は多種多様であるが、要は有力なる國民の後繼者を養成するにあれば、各學校間相互に連絡を保ち、一貫の主義によつて有機的統一あらしめなければならぬ。この統一せられた全體の組織を稱して學校系統といふ。學校系統の理想に關しては學者の議論する所である。

我が國の學制は明治五年に初めは佛國の制度に倣つて制定せられ、その後幾多の變遷を経て今日に至つたもので、我が國特有の系統を形づくつてゐる。

小學校は初等普通の基礎教育を施す所である。殊に尋常小學校は國民のすべてが一樣に受くべき義務教育である。今日の文化的國家に於ては概して階級別の基礎を避けて、凡ての階級の子弟を一般に通ずる基礎的の學校に於て教育する方針をとつてゐる。その根據の一つとなつてゐるのは國民の統一である。統一的な國民生活は始めから分裂してゐる國民教育の基礎には成立し得ない。又近時の産業組織に於ける分業化と社會組織に於ける階級とは避くべからざるものであり且健全なる分業化と、健全正當なる階級的差別は産業の發達、社會の堅實な進歩の爲に必要なことである。けれども職業を異にし、地位を異にする國民相互の間に理會と同情を缺く時は、協同的・統一的な國家・社會の進歩發達を望むことは出来ない。國民相互の理會と同情に基づく協同的・統一的な國民生活は、矢張り始めから分裂した國民教育の基礎の上には成立し得ない。次に又、正義の觀念に基づく所の教育を受けるに就ての機會均等の觀念も亦一般に通ずる基礎的の學校を要求する。これ等の點に就ては夙に王政復古と共に四民平等の教育を本體として進んできた我が

國の教育制度は、實に世界に誇るに足るべきものである。因みに英・獨などの國に於ては、今日猶、小學校に一般小學校と中等以上の教育を受ける者の爲の豫備校たる小學校との二種があつて、國民教育が分裂してゐる。

高等小學校は尋常小學校と同じく、初等普通の基礎教育を施す所であるが、後者と異り、その教育を受けると否とは國民の自由である。然しこれも近き將來には義務教育に編入さるべきものである。(小學校に就ては本篇第一章参照のこと)

實業補習學校は尋常小學校又は高等小學校卒業者を收容し、修身・公民科・國語・數學・理科・職業・體操・家事・裁縫に關する學科を課し、通例十六・七歳を以て終るものである。毎年小學校を卒業して直ちに職業に就く百二・三十萬の者は、一生涯の中精神的にも、身體的にも變化の多い、注意すべき年齢を亂雑な環境の中に過し、職業上の知識・技術も頗る薄弱であるのに、自らは教育が終つたものとして教養に力めず、小學校でやつたことすら殆んど忘れて了ふ有様である。これ等の者の爲に實業補習教育をするは、小學校教育の完成としても、個人の幸福の爲にも、堅實な國民を養成する爲にも、等閑に附してならぬ極めて大切な問題である。

中學校・高等女學校は我が國中中等教育の根幹をなすもので、何れも尋常小學校卒業者を收容する。高等女學校にはその卒業者の爲に、更に高等科又は専攻科を置くことが出来る。又教科目を幾分實用的にした實科高等女學校の設けもある。

實業學校は實業に關する諸種の實際的知識を授くる所であるが、その特徴は特殊の職業教育に一般的陶冶を加味する點にある。これに農業・蠶業・林業・水産・商業・工業・商船などの種類があり又女子の爲に裁縫・技藝等を授くる職業學校もある。

師範學校は小學校教員の養成を目的とする。元來學校教育の成績の擧がるも擧がらぬも歸する所はその衝に當る教育者の良否にある。近時師範學校の教育程度を高める氣運が勃興しつつあるが、専攻科の設置の如きは其の具體的實現の一つである。

高等學校は高等普通教育の完成を目的とし、これを修了したものは大學に入り得ることとなる。高等學校は尋常科と高校科とに分れ、前者は尋常小學校卒業者を收容して四箇年、後者は中學校第四學年修了者及び高等學校尋常科修了者を收容して三箇年を以て修業年限とする。別に尋常科を有しない高等學校があり、程度及び修業年限は高等學校高等科と同様である。

大學は國家に須要な學術の理論及び應用を教授し、並びにその蘊奥を攻究する所であつて、主として高等學校卒業者を收容し、三箇年乃至四箇年の教育を行ふ。大學には法學・商學・經濟學・工學・文學・理學・農學・醫學の數個學部から成る綜合大學と一個の學部から成る單科大學とがある。高等師範學校は師範學校・中學校・高等女學校の教員を養成する所で師範學校、中學校、高等女學校等の卒業者を收容し、四箇年の教育を施してゐるのであるが、昭和四年度からは更に教員養成の最高機關としての文理科大學が開校されることになつた。教員養成の爲には別に臨時教員養成所もある。

専門學校は専門の知識・技術を授けるを目的とし、その特徴は科學的基礎の上に職業教育を施すにある。これに農・工・商・醫學・語學・音樂・美術その他技術に關する學校などがある。主として中學校及び實業學校卒業者を收容し、修業年限は三箇年若くは四箇年である。特殊教育の學校には左の如きものがある。

補助學校 低能兒及び精神薄弱の者を收容して、主として手技及び作業を課し、且幾分でも優れた能力の發達に力を注ぎ、職業的能力の養成に力めるものである。

盲學校・聾啞學校 盲兒・聾啞兒を收容して普通教育及び職業教育を授けるを目的とし、各府縣には必ずこれを設くべき規定である。盲教育には點字を用ひる。一體に盲者は聾啞者に比すれば精神作用も複雑であり、能力も優れてゐる者が多い故教育の効果も著しい。聾啞の教育は從來、身振を用ひて思想の交換、感情の表現をする方法に依つたが、今日は主として口形を見て言語を理會する方法によつてゐる。(第一篇第二章教育の効果参照)

白痴學校 白痴は極端な精神薄弱者で、教育の効果は殆んど全く現れないから、これを保護する程度に止まる。たとへ教育の効果は現れなくとも、かゝる不幸なる同胞を、教育的設備の下に出来るだけよく保護を加へることは、人道上からも我々の務でなければならぬ。

感化學校 性質の甚だしく不良な者に感化教育を施す所である。不良少年・少女は遺傳的に品性に缺陷があり、或は不良な環境に育つた者が多い。これ等の者は、一體に外界の影響に動かされ易く、社會にも害毒を流す故、その甚だしいものは一般社會から隔離して、人の眞心と愛とに觸れさせ、自然界に接しさせて感化する所が感化學校で、感化院又は矯正院と稱するものもこれである。

第七篇 社會教育 (三時間)

取扱上の注意

第七編を三時間に取扱ふのであるが第一章の意義、第二章の道德教育・公民教育・職業教育等は十分理會せしめ、第三章の各頃は、一・二を除いては生徒の既に見聞の範圍のものが多から適宜斟酌して輕重を附して取扱はれたい。第四章は今迄各所に於てその關係は述べて來てゐるし、教科書にもかなり詳しく書いておいたから、別に説明を加へない。然し輕重を指摘した點に就ては勿論教授者自身に於てその取捨選擇をさるゝことを著者は衷心望むものである。

第一章 社會と教育

一、社會

社會は常識的には、(一)世の中の意味、(二)仲間といふ意味、即ち藝人社會・官吏社會の如き(三)階級といふ意味、即ち華族社會・上流社會・下流社會など、色々の意味に用ひられるが、これ等は皆漠然・不精密な俗語である。それでこれを科學的には、社會は「共同の興味・欲求・傾向・目的等によりて結合し、共同生活を營み、多少反省的・有爲的に共同する統一的集團」であると解せられる。

二、社會教育の意義

(一)社會の力を重視して生じた社會的教育學の主張に基づく教育を社會教育と名付けることがある。(二)兒童が學校教育・家庭教育以外に一般の社會より蒙る影響を名付けて社會教育と稱するものもあり、(三)家庭及び學校の教育を終りて、己に社會の一員となつたものに種々の教化を加へ、これをして家庭及び學校教育の結果を維持せしめ、且それを益々發展せしめんとするものを社會教育と稱するものもある。吾々はこれ等の諸説を綜合し、教育作用の全範圍中、家庭及び學校以外の社會的施設を通じて行はれる部分を社會教育と總稱せんとするものである。而してこれ

は時間的に見て、家庭教育及び學校教育を終了した後に受けるものといふのではない。勿論それが社會教育の主たる部分ではあるが、たとへ家庭教育・學校教育を受けつゝある者と雖も、それ等の教育的勢力以外に一般社會から多くの感化影響を被るものであるから、何れをも社會教育の範圍に入れるべきである。

社會教育の必要

近代社會に於ける生活苦の激烈さは或境遇の幼兒をして、家庭教育をすら十分に受けしめない様にした。前述せる託兒所の如きは早くも幼兒期に於ける社會教育の必要を如實に物語つてゐる。更に義務教育を結了した者の約九割以上は中等・高等の學校に入ることを得ずして、直ちに或は僅か二・三年の補習教育を受けただけで、一般的教育には不充分であり、職業に關する専門的知識・技能の薄弱なるまゝ、社會の激流の渦中に押出される。こゝにも何等かの社會的施設による教育の繼續を必要とする。

尙又正常に家庭・學校の教育を順次受けたものであつても、その受けた所のは教育の一部分で、それ以外に必要とする所が極めて多い。これ等は矢張り社會的施設を待たなければならな

い。殊に輓近文化の發達、社會組織の變遷は幾多の波瀾を生み、暗黒面を造り、それ等が家庭・學校の教育を受けつゝある者や一般民衆の思想・感情を常に動搖させてゐる。故に家庭及び學校の努力と共に、社會自らの適切なる施設によつて各人を教養し、個人の健全な發達と社會の圓滿な進歩とを期さなければならぬのである。

第二章 社會教育の任務

前節に述べたる如き性質と重要性を有つ社會教育は次の諸點に主力を傾注する。

一、道德教育

心身の著しい變化動搖を體驗する青・少年が家庭・學校を離れて自由な社會に出づる時、最も警

戒すべきは道德上の誘惑である。又成人と雖も近代社會の激流に翻弄され、諸種の不健全な思想の虜となつて、動もすれば放縱詭激に亘り、輕舉妄動を敢てする虞がある。斯かる危機に當つて、溫良な家族的精神、剛健な國民的精神、公正な國際的觀念を振作涵養することは最も緊要事であつて、社會はあらゆる施設の根底にこの道德教育の目的を逸してはならない。

二、公民教育

近代に於ける人格尊重の觀念の發達と政治思想の進歩とは民衆の自律・自治を尊重し、彼等に與へる政治的權能を益々擴張するに至つた。市町村・府縣・國家の一員としてよく國家生活の規範を理會して、秩序と共働を重んじ、奉仕を辭せざる精神を有することは最も緊要な事である。これ公民教育の必要なる所以である。

三、職業教育

職業に關する知識・技能を授けてこれが改善進歩を圖らせると共に、その職業に對する興味と尊敬の念を喚起させることは、社會教育の實際的・應用的方面としての重要な任務である。

四、趣味教育

趣味なき人は底なき玉の杯である。トルストイは云つた。「學問と藝術とは心臓と肺臓の如く相
助く」と、實に藝術なき人は心臓のない人である。ルーテルは又「音樂を解し得ない人は人殺し
をする」とさへ言つた。凡べての高尙なる趣味は吾人の心のこよなき慰籍であり、人生に潤ひあ
らしめるものであり、人格完成への不可缺的要件である。依つて社會は常に高尙な藝術的施設、
健全な娛樂機關を以て民衆の生活に餘裕と潤色を與へ、同時に彼等の全き人格完成に資すべきで
ある。

五、體育・保健

身體の健全なるは人間の精神的・身體的のあらゆる活動の基礎的條件である。殊に體育は獨自
の目的と効果を有すると共に、趣味・娛樂と結合し、且快活・公明な徳性に資する所大なるもの
である。それ故社會教育は民衆の體育と保健とに適當な施設と機會を提供すべきである。

第三章 社會教育の方法

前述の如き社會教育の任務を完ふする爲には如何なる施設をなし、如何なる方法を用ふべきか
は實に廣汎多岐の問題であつて、これを悉く擧げることは不可能である。依つてその主なるもの
を擧げることにした。

一、圖書館・博物館・展覽會

(一) 圖書館 書籍は實に文化内容の最も主要な表示者・包藏者であり、現代文化人にとつて不
可缺の生活要素である。圖書館は讀書による教育を目的とする。故に單に讀書慾に飢えた民衆に
精神の糧を提供するだけでなく、「暇なしとてふみ讀まぬ」人、讀書の趣味を解せざる者にこれを
宣傳し自覺させることをも職能とする。

圖書館は西洋に於ては古代埃及に既に存し、我國に於ても平安朝時代にその濫觴を見、爾來次
第に發達し、近時文運の隆盛と共に圖書館も亦頗る盛大を致し、現に我國に於ても中央の帝國圖
書館を始め各地方に盛に設立せられ、社會教育上に大なる貢獻をなしつつある。けれどもこれを

西洋のそれに比ぶれば、設備の大小、効果の多少、到底同日の談ではない。我が國に於て圖書館と稱せられるものの中には僅かに二・三百冊の書籍を藏するに過ぎないものさへある。帝國圖書館の如き一・二のものを除き、藏書二・三千乃至四・五千冊位のもものが先づ普通のものであるといふ状態である。そして入館者の如きも殆んど學生又は特種の篤學者に限り、一般民衆などは自分の居住地にある圖書館さへ知らない者が多いといふ有様である。我が國に於ては未だ圖書館が民衆教育の機關として活用せらるるに至つてゐないことに注意しなければならない。

(二) 博物館・展覽會・動物園・植物園・水族館等 これ等は産業上・娛樂上の目的を有する場合もあるが、孰れも教育に資せられ、又資すべきものである。随つて單なる陳列・保存がその職能ではなく、進んで研究の指導・便宜を圖るべきである。近時博物館等の價值が認められて漸次擴張或は新設せられ、又各種の展覽會の頻りに催される傾向があるのは喜ぶべきことである。

二、講演會・講習會

圖書館が民衆の自發的・能動的修養機關たるに對し、これは民衆の受動的修養機關である。元來人間には「暇なしとてふみ讀まぬ」人の如く懶惰性が可成り強いものである。自發的に強い意志

の力を以て、修養研鑽することは仲々に難いものであるから、單に會場に足を運ぶことと、數時間の謹聽の努力だけで、多かれ少かれ彼等に何物かを得せしめ、何事かを感奮せしめ得る講演會・講習會の如きは、確かに有力なる社會教化の施設であつて、攻學心と研究心に燃へる人々にとつて益する所の大なるは云ふ迄もない。

成人教育 人生は不斷の價值創造過程であり、他方、歴史的・社會的文化の内容は日進月歩して止まないものである。日新の文化に浴しその益進向上を計ることの必要は、等しく社會の成員である限り老幼によつて差等あるべきでない。青・少年及び兒童教化の必要なると共に成人教化の必要なる所以である。成人はその自覺思慮により、自律的に自己を教育する可能性をば年少子弟よりも多く具へてゐるとは云へ、諸種の社會教育的の施設經營を人々の自由な利用に任せておくときは多くの成人は、怠慢に墮し、因襲に固着してそれ等を利用することが尠い。その結果は社會の進運に落伍することになるから、積極的に成人の指導教化を講じなければならぬ。我國が最近着手した成人教育の施設はこの趣旨に基づく。即ち文部省は一時的・斷片的なる通俗講演會を改良して、多少長期に互る組織的講座を各地に開設して、その土地の性質に應ずる科目を講

じて聽講させてゐる。

夏期大學 學問の解放、學校の擴充によつて一般民衆を教化せんとする一種の社會教育事業と見るべきである。近來、學校・學會等によつて流行的に開設されるに至り、民衆も亦流行を追ふが如き態度でこれを聽講する嫌があるにしても、斯かる施設そのものは社會教育としての重要な價値を有するものであるから、一般民衆の自覺によつて眞摯な態度でこれを利用するのを望むものである。

通信學校 學校の講義を書冊の形式に於て系統的に構成按排し一定期間これを配布して、學校教育を受け得ざるものに便せんとするもので、米國に於ては頗る大規模なものがある。我が國に於ても明治の中頃以來、學校及び特殊出版業者の手によつてこれを經營し可成りの社會教育的効果を挙げ來たつた所謂講義録なるものが即ちそれである。最近に於ては講座と名稱を換へて、その經營は學校及び通信學會等と稱する特殊出版業者の手より、相當の資本を有する出版業者の手に移り、又その内容も從來の學校の學科組織的なるに代つて専門的なるものになつて來た。

新聞・雜誌 新聞・雜誌はその社會文化のパロメーターである。何となれば新聞・雜誌は全く讀者の頭腦の程度、趣味・嗜好に投ずることによつてその經營が成り立つものだからである。而して又新聞・雜誌は讀者の趣味・嗜好に合致すると同時に、讀者より一步先じてゐる所にその存在の強き可能性がある。そこに新聞・雜誌は社會教化機關としての價値と役目とを有する。兒童讀物もこれと同じ意味に於て、兒童を教化せしむべき一の機關たるのである。

三、青年訓練所・少年團・青年團・處女會

青年訓練所は概ね十六歳乃至二十歳の青年男女を收容し、修身及び公民科・教練・普通學科・職業等を主として實際的訓練の形に於て授ける所である。

青年團及び處女會 青年期の性質が自我の發見、自律の要求、自己主張の慾望にある以上、それに適切な教育は成人の他律的指導によるよりも寧ろ彼等の自律自治の修養に待つべきである。青年團及び處女會はかくして生れたもので、彼等自らの選定せる役員、自ら議決せる規約によつて、各種の修養及び社會奉仕を實行するのである。

少年團・處女會 義務教育を受けつゝある少年に對しても諸種の社會教育事業を以て學校教育を助成し、補助すべきである。少年團はこの要求によつて現れたものである。少年團は英國のロ

バート・ペーデン・パウエルが南亞戰爭の際に創始したボーイ・スカウトに倣つたものであつて、その根本精神は氏の云へる如く「少年を幸福に、健康に且有爲になし」て彼等をして「よい市民、よい國民、よい人類の一員たらしめる」にある。最近處女團の組織せられたのは悦ぶべきことである。

四、教育的セツトルメント

これは教科書の本文にも挙げた通り、教化を目的とし、この目的を達するに適切なる設備を有つた常設の機關である。その爲に特設せられたる營造物たることもあれば、又便宜寺院・學校・公會堂・圖書館等の建物中に附設せられてあるものもある。

五、體育・保健及び娛樂の諸施設

體育上の施設 近時運動熱の勃興せるは喜ばしき現象である。けれどもそれが單に一部選手の練習・競技・試合にのみ限られ、一般民衆は只これを娛樂的に觀るに過ぎざるが如き傾きにあるのは體育の本質上よいことではない。一般民衆に運動・競技を普及し以て體育上の効果あらしめんとするには、恰も公園の如く民衆に開放せる運動場・競技場がなければならぬ。近時巨額の費用を以て設けらるゝ大運動場の如きは、一部選手の競技場たり、同時に民衆の觀覽場たるものであ

つて、民衆の爲に開放せらるゝ運動場の無きは遺憾である。たとへ柔道場、劍道場、弓場、テニスコート等ありとするも、それは多く私人の經營であつて設備不完全、且營利的なるもので一般民衆をしてその利を受けしむるものが少ない。

次に運動・競技等の普及の實際的方法是主として勞働を業として身體の相當に鍛鍊されてゐる農村などに於けると、坐業する者の比較的多き都會地に於けるとによつて、自らその法を異にするべきは言ふ迄もない。一日の勞働に疲れ果てた農村青年が夜間小學校校庭に於て、體格劣等なる小學教員によつて小學校式體操を強制的にやらせられ、都會の弱々しい體格の青年がグラウンドの觀覽席で娛樂的興味を以て野球を觀たりする如き奇現象の無からんことを望むものである。要するに社會は社會民衆の身體の鍛鍊、健康の増進の爲に適當な施設と方法とを講ずべきである。

保健 一般衛生思想の宣傳と實行の獎勵によつて、國民の保健を圖るべきは社會教育的事業の大なる仕事である。殊に我が國に於て、腸チブス・赤痢・結核等の多きは我國民の衛生思想の幼稚と衛生的設備の不完全を如實に物語るものである。

娛樂 寄席・芝居・活動寫眞等はそれを觀る者に慰安を與へると云ふ點よりするも、又社會教

育の情意陶冶の手段として見るも、大なる價值を有するものである。然るに我が國に於て兎角これ等が賤視せらるゝはそれに従事する者の多くが人格低劣、學識低級なるに由るのであらう。かくの如きは社會教育上速に改善すべきである。

動物園、植物園、水族館等に就ては既に前述した。

公園及び兒童遊園は自然に接する機會少なき都會人にとつては誠に重要不可欠な設備である。

(終り)

改訂 女子新教育學教授用書 付

昭和四年一月十五日印刷
昭和四年一月二十日發行

(非賣品)

不許
複製

著 者 者
東京市小石川區大塚窪町一番地
乙 竹 岩 造

發 行 者
東京市神田區錦町三丁目十七番地
山 本 慶 治

印 刷 者
東京市神田區三崎町三丁目百十八番地
荻 野 德 治

印 刷 所
東京市神田區三崎町三丁目百十八番地
東京印刷製本株式會社

發 行 所

東京市神田區
錦町三丁目

培 風 館

電話神田三七七四
接替東京三二六一七

終